第 7 編

大震災時における 消防災対策の教訓と課題

総

説

我が国は環太平洋地震帯に位置し、世界でも有数の地震国である。過去最大の被害が発生した大正12年の関東大震災をはじめ、昭和23年の福井地震、記憶の新しいところでは平成5年の北海道南西沖地震など、多くの死傷者を出し甚大な被害を受けてきた。

今回の阪神・淡路大震災においては福井地震を 上回る6,300余名の犠牲者が出るとともに、兵庫県 南部地震の特徴である活断層に起因する都市直下 型地震が、しかも局地的とはいえ震度7を超える 激震が大都市圏の中心部を襲ったため、高速道路 や新幹線の高架橋落下をはじめ、鉄筋コンクリー ト及び鉄骨造建物が多数倒壊するなど、安全と信 じられていた強固な建造物にも被害が及び、また ライフライン施設が寸断されるなど、都市機能が 長期にわたり完全に麻痺し、人々の予想をはるか に超える未曾有の都市災害となった。

人口及び経済活動の集中、集積が急速に進んだ都市においては、交通の輻輳、危険物の集積、可燃性建築物の密集等、防災対策をめぐる多くの課題が内在している。こうした都市に大規模地震が発生した場合、地震による直接の被害とともに、火災等の発生による二次災害の被害は甚大なものになる。そうした都市の脆弱さが、今回図らずも露呈してしまった。国及び地方公共団体等の防災関係機関は、阪神・淡路大震災の教訓から各種震災対策の強化に努めているが、都市における地震を中心とした大規模災害に迅速かつ的確に対処するためには、地震予知体制、市町村や消防本部・

署単位に地震計を設置するなどのきめ細かな地点 ごとの観測体制、中央・地方をつなぐ情報ネット ワークの整備、防災関係機関における各種防災計 画の見直し、ライフライン施設の保全対策、液状 化対策、避難地及び避難路の整備・災害に強い安 全な町づくりの推進など、震災対策の充実強化を 図る一方で、地域における自主防災組織等の育成、 効果的な防災訓練の実施、防災についての啓蒙活 動等、防災関係機関と地域住民が一体となった震 災対策を推進するなど、きめ細かな対応が必要不 可欠である。

今回の大震災で明らかなことは、大地震が発生した際、消防防災機関にとって最も肝要なことは人命の安全を守り、火災による被害を最小限に抑えることにある。すなわち、発災直後の初期段階で火災をいかに速やかに鎮圧するか、さらに市街地等での延焼拡大をどのような戦術と、限られた消防隊で効率的に防止していくかであり、同時に家屋の倒壊等により、瓦礫の下などに埋もれた住民をいかに早く救助し、医療機関へ搬送していくかにある。

しかし、今回我々が経験したように、大地震に よる災害は幾多の災害が同時多発的に発生し、相 互に関連し合う複合災害であり、交通網が寸断され、通信が途絶し、いわば被災地が孤立化した状 況のなかで、地震発生直後から百数十件もの火災 が発生し、しかも多数の救助救急事象が集中的に 発生した場合、平常時の常備消防の消防力をもっ てしてもこれらの膨大な消防事象に対処するには 第7編 大震災時における消防防災対策の教訓と課題

自ずと限界があり、その活動範囲の広がりも期待 することはできない。

〈消防団の果たす役割が大きい〉

こうした非常災害の場合、地域に密着して平素 活動している消防団をはじめ、自主防災組織や町 内会など、地域コミュニティと常備消防とが一体 となって行う防災活動が、極めて重要な役割を担 うのであり、とりわけ地域防災の中核としての消 防団の果たすべき役割は特に大きいものがある。

消防組織法上の消防機関として、常備消防とともに車の両輪の役割を担う消防団は全国で100万人、今回、被災した神戸市域内においても4,000人が配置されている。しかも消防団はその特徴として地域に密着しているばかりでなく、消防機関として平素から訓練されており、消防防災活動に関し、専門性と組織力を有するうえに、火災をはじめとするあらゆる災害現場に出動し、幾多の豊富な経験と知識を有している。

今回の震災における各市町の消防団の活躍はす でに第4編第2章に詳述しているが、なかでも特 筆すべき点を神戸市の例で再度指摘しておきたい。

それは発災当初、神戸市消防局では消防隊80隊 (280人) の態勢のなか、火災が142カ所発生し、うち40件は同時多発であり、それらの事態に対処せざるを得ない状況に陥った。しかも消防水利は使えず、防火水槽も十分に確保できないまま、加えて倒壊家屋の下から救助を求める市民が多数のはったため、救助救急業務も同時並行的に遂行しなければならないという、まさしく未曾有の悪戦苦闘を強いられた。

このような事態において被災地域の消防団員は 自らも被災者でありながら、それぞれの地域で分 団あるいは少人数の班編成として分散し、消火活 動をはじめ人命探索、倒壊家屋からの救出活動、 他区の災害現場への支援活動、住民の避難誘導、 緊急物資の配布等の幅広い救援活動に従事し、大 きな成果を挙げたのである。 〈大規模非常災害対策に関する決議と課題の提言〉

今回の甚大な被害が、国民の安全を守るべき任にある防災関係機関等に多くの教訓と新たな課題を提起したことに鑑み、日本消防協会においては今後における大規模非常災害に対する取組みの見直しが直ちに行われるべきものと考え、平成7年2月10日(金)代議員会において日本消防協会並びに全国100万の消防団員の総意として大規模非常災害対策に関する次の7項目の課題について緊急に決議し、国会、政府、地方公共団体、その他防災関係機関に対して、実現への取組みが早急になされるよう強く要望するに至ったものである。本編はそれらの各項目について概説するものである。

- 大規模非常災害時における地域防災の中核を 担う消防団の抜本的な充実強化(消防団の最小 単位である部、班ごとの適切な人員、資機材の 配置)
- 2 都道府県単位の消防団の広域的な即時対応体制の確立
- 3 大規模非常災害時における国の防災体制の見 直し並びに防災関係機関の合同訓練の推進
- 4 消防活動能力向上及び国民の防災行動能力育 成のための教育訓練施設の整備
- 5 婦人防火クラブ等自主防災組織並びに事業所 の自衛消防組織の育成推進
- 6 国及び地方公共団体に係る消防関係予算の倍増(防災組織の拡充並びに震災対策施設・防災 用資機材等の充実)
- 7 被災地の早期復興並びに災害に強い街づくり の推進

第 2 章

大規模非常災害対策に 関する今後の課題

1 大規模非常災害時における地域防災 の中核を担う消防団の抜本的な充実 強化(消防団の最小単位である部、班 ごとの適切な人員、資機材の配置)

今回の大震災から学び得たこととして、火災や 救助要請が同時多発的に発生する事態に対処する ためには地域に精通し、敏速に活動できる消防団 を軸とした地域ぐるみの防災活動が非常に重要で あることが実感された。被害の全貌が摑めぬ状況 のなか、被災地では発災直後から消防団による懸 命の消火及び救出活動がすでに展開されていたの である。

焼損面積40万㎡にも及んだ神戸市長田区においては、幸い被害を免れた同市西区及び北区の消防団員数百名が、発災後自区内の安全を確認した後応援出動し、18日朝まで不眠不休の消火活動に当たり、消防隊と協力して鎮火に成功している。消火活動は消防水利を火災現場から数㎞離れたプールや工場の水槽に求めるなど、困難を極めたものの、その対応は臨機応変であり、実に見事な消火活動であった。この消火活動に当たった北消防団員及び西消防団員は一様に、火災現場で威力を発揮した資機材として小型可搬式ポンプ及び同積載車がその機動力を最大限に発揮し極めて有効であったと報告している。また、毎年実施しているポンプ操法大会の経験が生かせたという団員も多く、その有効性が立証されている。

震源地となった淡路島北淡町は人口約1万1,000人の町だが、今回の震災で死者39人、倒壊家屋1,046棟という大きな被害を受けた。同町北淡出張所の常備消防署員はわずか12名。これに対し同町消防団員は557名である。被災後、消防団員は直ちに地域住民の協力を得、倒壊した家屋の下敷きになった住民の救出及び消火活動に懸命に従事した。さらに班編成し、各戸のプロパンガスの元栓を閉めて回るなどした結果、発災当日には行方不明者ゼロを確認するとともに出火もわずか1件であり、しかも早期鎮圧に成功している。

こうした敏速かつ的確な救出消火活動の要因として、消防団員及び地域住民は各家庭の間取りまで熟知している、いわば地域コミュニティの勝利として大いに評価されたものである。

大規模地震等の際、消防団の果たすべき役割は極めて重要であり、常備消防隊とともに消防団は消火、救助、救急の核となり専門部隊として活動できうる組織であることを十分に認識すべきである。と同時に消防団の装備や人員及び資機材の配置等について、今回の震災は多くの課題を残す結果となった。

特に大都市においては、常備消防体制の充実に 伴い、従来ややもすれば消防団の人員配置や資機 材の配備について、緩和する傾向が見受けられた が、これは大規模地震対策としては、問題がある ことが明らかになった。

資機材に関して言及すると、今回の震災において小型可搬式ポンプ積載車の果たした役割は顕著

であった。機動力のある小型車は渋滞する道路に おいて車両間を縫って初期消火活動や救助活動を 可能とし、倒壊した家屋が道路を塞いでいるよう な箇所においても瓦礫を避けて、通行できる可能 性が大型車両より高いことが挙げられる。また緊 急物資の搬送、人員輸送などにも威力を発揮した。

救助・救出活動における資機材については、のこぎり、スコップ、バール等の人力に頼る基本的な資機材の他、人力では対応しきれない倒壊現場においてはチェーンソー、エンジンカッター、ルーカスカッター、油圧式ジャッキなどが威力を発揮した。また、鉄筋コンクリート造建物、及び鉄骨造建物の倒壊に当たってはパワーショベル(建設重機)、クレーン、エアマイティ、コンパクトな電動式砕石機、ボルトリッパーなどが不可欠な資機材であった。この他、倒壊防止用つっかえ棒、ファイバースコープ等の探索機が人命探索に大きな成果を挙げた。なお、重機については、民間からの緊急時の借上げなどについても平素から管内企業と連携し、調達についての契約を結んでおく必要があるものと思われる。

また、今回救助活動に参加した消防団員から応 急手当などの救命技能を習得しておけばよかった という声が多く出されている。災害現場で消防団 員が適切な応急手当が行えるように日頃の教育訓 練指導を充実すべきであると考える。

今後、消防団の特性を最大限に生かし、大規模 非常災害発生時には消火、救助、救急等の活動に おける主要組織としての体制を確立するとともに、 適切なる人材の確保と資機材配備の必要性がある。

都道府県単位の消防団の広域的な即時応援体制の確立

今回、常備消防の応援の場合、消防組織法の規 定に基づき所要の手続きがとられたが、この間自 治省消防庁が発災直後より速やかな対応を講じた 結果、東京消防庁はじめ全国451消防本部の消防隊 員約3万2,400名が応援のため直ちに被災地へ出 動し、消火、人命探索、救助救急、物資運搬など 多方面にわたって献身的な活躍をし、多大の成果 をあげた。

しかし、受援消防機関が発災対応で十分なる機能を果たし得ないなか、応援消防隊の部隊運用などにいくつかの課題が残った。

主な課題は次のとおりである。

- ① 応援隊の現地集結運用の問題
- ② 多数の応援隊の指揮統制の問題
- ③ 応援隊の宿泊施設の確保 これら課題に対し、どう対応すべきか。

①の応援隊の現地集結運用の問題に関しては、応援隊すべてが派遣本部ごとに現地に入るのではなく、後続隊からは被災地周辺都市に集結拠点を設け、そこを補給駐屯基地にして順次応援に繰り出していく方策が最良であろう。②の多数の応援隊の指揮統制の問題に関しては、自己完結型の部隊構成をとった隊や後方部隊をもった部隊が機能し大きな成果をあげていることから、指揮能力と後方支援部隊を併合した強力部隊の計画的運用を図るべきであろう。③の応援隊の宿泊施設の確保に関しては、受援消防機関や自治体に宿泊や食事の確保等を依存することは困難であり、必要最小限の食料、水、宿泊用テント等の物資を携帯し、応援要請側の負担を軽減する自給自足型の応援体制が肝要である。

このほか、消防無線の全国共通波が1波であったため、今回の震災では神戸市消防局消防隊と応援隊、及び応援隊相互間の無線交信が輻輳したため機能しなかった。また、消防部隊の総合的運用と消防隊相互の連携においても、課題が残った。

なお、応援要請に際し、受入れ側はそのための 財政負担の問題や、あるいは応援要請をすべきか どうかの決断が難しい場合などの問題、さらに応 援する側についても応援出動する際の活動要領等 についてのノウハウを全国レベルで検討する必要 があるなどの指摘もなされている。

一方、消防団については現在、常備消防のような法令に基づく応援協定の規約はない。しかし、今回の大震災においては尼崎市、明石市、神戸市北区、同西区の消防団など、同じ被災地でありながら応援出動し、また大阪府、京都府など近接の府県下の消防団は自発的に応援出動し、遠く東京都八王子市消防団は自発的に応援出動し、遠く東京都八王子市消防団は市長特命により物資搬送活動をするなど、被災地住民に心づよい支援活動を行った。消防団の持つ活動能力を最大限に発揮するためには、大震災時の広域応援の在り方について市町村間はもちろん、都道府県単位の即時応援体制の確立を積極的に進めていく必要性が痛感されることから今後における消防団による広域応援体制を整備する必要がある。

3 大規模非常災害時における国の防災 体制の見直し並びに防災関係機関の 合同訓練の推進

我が国では直下型又は海溝型地震発生の危険性は、日本列島のどの地域にも存在しており、いつどこで起きても不思議ではない。震度6を超える大規模地震が襲ってくる危険すら迫っているといっても過言ではない。したがって、防災関係機関及び団体においてはこうした震度6を超えるような大規模地震を想定した各種震災対策の推進、計画の策定が必要である。今回の地震の経験から特に留意すべきと思われる幾つかの課題を提言させていただく。

1点目として、震度6以上を想定した綿密な災害活動計画のマニュアル化の推進を挙げたい。震度6以上の大地震が発生すると、今回の大震災でも明らかなように道路が寸断され、各地区は孤立化し、また建物の崩壊等による死傷者の増大や火災の同時多発、危険物施設からのガスや危険物漏

洩の可能性、さらに、今回は幸いにして発生を見なかったものの、津波災害(関東大震災や北海道南西沖地震の例)など膨大な消防対応事象が発生し、かつ緊急を要する消防、救助、救急の各事象に対して同時並行的に対処していくことを迫られる。しかも、他都市の消防や防災機関の応援が早期には期待できない状況になる可能性が高い。

こうした事態に備えて地域防災計画のなかの地 震防災対策における最重点事項や、通信手段の確 保策、人員資機材の調達や輸送、消防水利の実態 把握と確保策、常備消防と消防団との役割分担、 自衛隊など関係機関との連絡方策等について平素 から綿密な検討と、必要な見直し等を行い、計画 をマニュアル化し、かつ実践的訓練を積み重ねて いくことが肝要である。

2点目として、大地震発生の際、防災機関の中枢機能が通信や交通の途絶などによって麻痺する事態が予想される。今回の震災においても発災直後の危機管理対応及び初動体制等についてマスコミなどから批判が生じた。こうした事態を回避するためには、大地震時における各級幹部への迅速な報告要領(飛び越え報告を含む)、指揮者不在の際の権限委譲のマニュアル化、幹部職員の非常招集要領、中枢施設における非常用電源や通信装置のバックアップシステム、非常用食料、飲料水等の備蓄、防災担当者の職住接近などを織り込んだ防災中枢機能の確保を図ることが必要であろう。

3点目として、被害が大きければ大きいほど全体的な被害状況の把握が困難になる。また、把握するまでに相当の時間を要し、いわゆる「情報の空白」が生じやすい。今回の震災においても5時46分の発災後現地の防災機関の幹部でも全体的な状況把握には数時間を要している。また、情報通信網の輻輳混乱等のため、災害対策本部や消防局と消防署間、消防署と災害現場間の情報連絡に支障をきたした。さらに、ヘリコプターによる被害状況の収集も基地が液状化により飛行が大幅に遅

れるという事態も発生した。この体験に照らして、 情報収集方策や初期段階での被害想定のあり方に ついて今後、各々の地域の実情を踏まえながら、 十分な研究と、それに基づくきめ細かな情報収集 体制の整備が望まれる。

4点目として、大規模非常災害時における救急体制のあり方が問題になる。いわば大規模集団救急事象として被災者の応急手当、患者の重傷度の分類(トリアージ)、ヘリコプターによる搬送を含む広域的な搬送手段など、様々な問題について医療機関と連携して、具体的な対応を検討しておく必要がある。

消防庁は今回の震災の教訓を踏まえ、大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関による迅速な援助体制を整備することを目的とした緊急消防援助隊を平成7年6月に発足させた。同隊は発災覚知後、ヘリコプター等で速やかに被災地に出動し、災害規模、現地消防本部の活動状況などを把握したうえ、現地消防本部の指揮が円滑に行えるよう必要な支援活動を行う指揮支援部隊と、高規格救助工作車、高度救助用資機材を装備した救助部隊、災害対応型特殊救急自動車、高度救命用資機材を装備した救急部隊、さらに消火部隊、後方支援部隊で編成され、大規模火災が発生した場合、消防庁長官の要請などにより出動する。

すでに各都道府県から376 隊が消防庁登録部隊 として編成されており、平成7年11月には東京都 で天皇陛下ご臨席の下に大規模な都市型災害が発 生した場合を想定した倒壊ビルや崩壊地下街等か らの救出など、実戦さながらの合同訓練が実施さ れ、今後の精進をのぞむとともに大きな期待が寄 せられている。

さらに今後は都道府県や市町村がイニシアチブ を取って消防機関、自衛隊、警察、海上保安庁な どの防災関係機関の連携を強化するとともに合同 訓練を積極的に実施していく必要がある。

4 消防活動能力向上及び国民の防災行 動能力育成のための教育訓練施設の 整備

今回の大震災に限らず、これまで幾度の地震に おいても住民一人ひとりの出火防止の心掛けや初 期消火による火災の多発化や延焼を食い止めた事 例が数多くみられる。今回、震源地となった淡路 島においては、倒壊家屋が多数にのぼったにもか かわらず、火災発生を北淡町におけるわずか1件 に抑えることができたのは消防団職員が日頃から 学校、保健所、事業所、各町内会などに避難、初 期消火、通報等の訓練指導や水難救助法などの講 習を行うとともに、車両による防火宣伝放送や町 内広報紙によって防災意識の高揚を図るなどの地 道な努力を重ねてきた成果であるといえよう。

また、神戸市や西宮市などにおいても市民が自発的に消防や警察、自衛隊に協力して懸命の消火・救助活動に取り組む事例が多数報告されている。住民同士力を合わせてバケツリレーを行い、大火災を鎮火した町内会も存在する。また、17日から19日までの3日間で41件の火災が発生した西宮市では、28件の火災において市民が何らかの形で消火活動に協力しており、しかもそのうち4件は市民だけで消火している。これらの事例は、地域住民が力を結集すれば阪神・淡路大震災のような大規模災害にも立ち向かえることを如実に示している。

今後も消防力の向上を図る一方で、住民皆消防の意識を保てるよう啓蒙、普及に努めながら、住民が気軽に防災活動を学習し技能習得できる施設整備も推進していく必要がある。全国規模の教育訓練施設をはじめ都道府県単位、さらには市町村レベルの学習拠点に至るまで計画的な整備が望まれるところである。

また、日頃から住民に対する出火防止及び初期 消火に関する指導、並びに防災訓練を定期的に実 施していくとともに、出火防止のための石油ストーブ等の耐震消火装置及びガス類その他の自動供 給遮断装置の普及などについて、消防団職員によ る住民指導も重要事項であり、今後、国及び各自 治体並びに消防防災関係機関のより一層の努力が 望まれる。

5 婦人防火クラブ等自主防災組織並び に事業所の自衛消防組織等の育成推 進

大規模地震が発生した場合、防災関係機関だけでは十分な対応が困難であることは、今回の震災で得られた教訓である。被害を最小限にとどめるためには地域住民による初期消火、被災者の迅速な救助、避難誘導など、組織的な活動が極めて重要である。

殊に今回の大震災では、犠牲となった6,308人の うち半数以上が65歳以上の高齢者であり、大規模 災害発生時には高齢者、身障者など、いわゆる災 害弱者の支援方策をなお一層強化していく必要が ある。現在、地域防災計画のなかで在宅の災害弱 者の避難誘導を地域の自主防災組織の責務である と規定している都市はごく一部であり、そのため 平素から女性消防団員等による防災訪問をはじめ、 全国240万の人員を擁する婦人防火クラブ員など の自主防災組織による災害弱者の支援体制の強化 とともに、地域との連帯を今後も一層深めていく ことが重要である。

また、地域防災においては事業所の自衛消防組織と自主防災組織の果たす役割も大きく、神戸市長田区の工場では組織された自衛消防隊が地域住民と一体となって消火活動に当たり、被害を最小限にとどめた。その後は事業所の体育館を避難所として地域住民に提供するなど、地域への貢献も行っている。

消防庁ではこのような状況をふまえ平成7年度

から新たに市町村を対象に、「コミュニティ防災資機材等設備事業」を実施しており、その成果が期待されるものである。

なお、今回の大震災においては、学校の多くが 避難所となったことから、教職員や高校生等が自 らも被災者でありながら、救援物資の配付等避難 所の運営について大きな役割を果たした。今後は、 非常災害時における様々な防災対策をより広範に 徹底させるためにも、消防団をはじめ防災関係者 と学校関係者との連携を強化することが望まれる。

6 国及び地方公共団体に係わる消防関係予算の倍増(防災組織の拡充並びに震災対策施設、防災用資機材等の充実)

厳しい財政事情のなかで、国や地方公共団体の 防災関係予算の伸びは抑制されてきた。しかし、 現有の消防装備及び防災用資機材では、今回の震 災のような大規模災害への対応が困難であったこ とを図らずも露呈した観があり、高規格、高性能 な施設及び資機材の配備が望まれるところである。 消防庁においては、今回の大災害に対応して消防 関係予算の大幅な増額を行い、平成7年度第1次 補正で153億円、第2次補正で92億円と当初予算と 合わせると合計420億円の消防防災施設等整備費 補助金予算を計上した。これは実に当初予算の2.4 倍に相当する金額である。また、今後地方公共団 体が5年間で1兆円の防災関係事業を行う、いわ ゆる「消防防災1兆円構想」を打ち出し、地方公 共団体が単独で行う防災基盤整備事業に対する財 政措置を大幅に拡充したところである。さらに、 地方公共団体においても平成7年度当初予算や補 正子算において、防災関係経費を大幅に増額計上 したところであり、今後とも積極的な対応が期待 される。

具体的な問題点を幾つか挙げてみると、今回は

消防無線の全国共通波が一波であったため、神戸 市消防局と全国各都市からの応援隊、あるいは応 援隊相互の無線通信が輻輳し、機能しないという 事態が生じた。また、各消防署の隊員は同時多発 した火災と救助活動に一斉に出動したため、火災 及び救助現場から各署への無線連絡が輻輳した。 このため、次のような対策を講じる必要がある。

- ① 消防無線の周波数の増波と全国共通波の増波
- ② 通信室の耐震性強化と、消防庁舎の非常電源 設備の設置
- ③ 消防隊の移動携帯無線局の増強と、消防団の 無線受令設備の充実

④ 119番補助受付台の増加

次に消防水利の確保は重要な課題である。今回 の震災ではほとんどの消火栓が使用できず、プー ルの水や河川、海水と臨機応変に対応して消防水 利の確保に奔走しなければならない状況に追いや られた。

初期消火活動を成功させた西宮市消防団の水利確保策は、水道管が破裂して使用不能になった消火栓の代わりに、水深10cmほどの川を土のう等の資機材や倒壊家屋の瓦礫を用いてせき止め取水した。こうして長田区の2倍近い41件の火災が発生したにもかかわらず、焼損面積は7,000㎡と長田区の約60分の1にとどめた西宮市では、平成6年の異常渇水時の断水を想定した防火水槽の活用と、河川やプール、井戸等の水利を活用する訓練を繰り返し行っており、各消防署では積載ホースの増加と河川をせき止める土のうなどの資機材を消防車へ積み込み、消防団との連携強化を図るなどの措置を講じていたためである。

このように大地震の際には、消火栓の信頼度にも限界があることを前提としたうえで防火水槽、プール、川、池、井戸、湖水、海水など自然及び人工の水利の多用的な活用方法と当該地区の消防水利の適正な配置について計画的な推進を図っていく必要があるものと考えられる。この点で自治

省消防庁が海水を消防水利としてより有効な活用 を図るため、100mm以上の大口径(現在は65mm)に よる大型高圧消防ポンプ車の研究開発を既に実用 化しており、今後の実践的活用が大いに期待され る。

なお、地震時消火栓が使用不能の場合、消防水利として最も期待される耐震性防火水槽については、その配置について更に消防活動上検討を加えていくとともに、市街地においては特にその整備を早急に推進する必要があるものと考えられる。

さらに消防署庁舎、消防団器具置場等の消防施 設も今回被災し、神戸市消防局管内のうち、生田 消防署、葺合消防署、水上消防署、青木出張所が 大きな被害を受け使用不能に陥った。災害活動の 重要防災拠点となり、緊急時における被災住民の 避難所としての役割も担う施設は、その役割を全 うでき得る耐震性の高い構造であることが要求さ れる。

防災組織の拡充についても今後積極的に取り組む必要がある。既に幾つかの都道府県や市町村においては、専任担当部長の設置、地域防災計画の見直しのための専任職員の配置など消防防災関係部局の強化、庁舎近隣の公舎に防災関係職員を居住させたり、夜間休日の宿直体制を見直すなどの具体的な措置を講じているところである。国においても首相官邸における緊急情報収集体制の整備等の措置が取られたところであるが、更に必要な防災体制の整備が望まれる。

7 被災地の早期復興並びに災害に強い 街づくりの推進

被災地の早期復興並びに災害に強い街づくりについては、第5編の復旧・復興対策において述べたように、被災地においては県市町が復興十カ年計画の策定作業を進めており、政府においても阪神・淡路復興委員会の提言等に基づき阪神・淡路

復興対策本部が中心となって県市町と十分な連携を図りつつ、これら施策の推進を積極的に図っていくこととされている。ここではこれらの事業が推進されていくうえにおいて、消防防災の観点から特に次の諸点を提言させていただく。

すなわち、災害に強い街づくりを推進するうえでも、今回の震災は多くの教訓を残した。ひとつは水道、電気、ガス等のライフライン施設の損壊が、消防防災活動及び都市防災対策の面においても極めて大きな影響を及ぼした点である。水道施設の大きな被害により消火栓は使用不能に陥り、ガス配管の破損からガスが漏洩し滞留した。我が国のライフライン施設建設後、相当年数を経過していると考えられることから、特に古い施設から早急に耐震強化を図っていく必要がある。

次に鉄骨造及び鉄筋コンクリート造建物にも甚 大な被害があったにもかかわらず、一部の学校施 設を除き、小・中学校校舎の多くがさほど大きな 損傷を受けず避難所として機能したことが挙げら れる。しかも運動場の広いオープンスペースは延 焼拡大阻止機能を有しており、学校施設は防災上 からも非常に重要な拠点として位置づけられる。 したがって、平素から特に公立小・中学校へ自治 体による非常用物資や資機材の備蓄、ミネラルウ ォーター等の飲料水の確保をし、いざというとき の活用方策が見込まれる。

災害に強い街づくりを推進していくうえで、樹木の活用も重要な要素である。液状化現象が発生した神戸市ポートアイランドのポートピア大通りのイチョウ、クスノキ、アラカシなどの街路樹は倒木せず、神戸市灘区や芦屋市では公園や屋敷内の樹木が火災の延焼を防いだ事例も認められ、樹木は地震に強いことを今回の震災においても証明した。こうした樹木の防災機能については、既に関東大震災において確認されており、「火災ヲ防グニコウカアル樹木ノ主ナルモノハ、サンゴ樹、イチョウ、カシ、シイ、街路樹、桜等ニシテ、之ニ

反シ火災ヲ誘ウモノハ、マツ、スギ、ヒノキ類ナ リトス」という指摘がなされている。

都市の安全空間である都市公園や緑地などのオープンスペースは、市街地における延焼拡大阻止機能をはじめ、被災地の避難場所、さらに防火水槽の埋設や非常物資、資機材等の備蓄場所としての有効活用など、都市防災上、その役割はますます高まっている。したがって今後の都市計画の策定に当たっては、公園緑地などのオープンスペースの一定割合を確保していくことが都市防災対策上極めて重要であり、街路樹帯の形成を含め、震災対策としての都市整備の推進が求められよう。

ところで初期の消防活動を妨げた要因として、 消火栓の使用不能とともに道路上への家屋倒壊に よる通行障害、交通渋滞による消防車の走行障害 等がある。延焼阻止など、都市防災の観点からも 市街地における一定幅員の道路確保が望まれる。 また、自治省消防庁消防研究所は、「今後の都市防 火対策推進への提言」のなかで、街区間の延焼拡 大を阻止し、火災を発生街区にとどめるための対 策のひとつとして、

- ① 都市防火区画の形成
- ② 連携した延焼阻止帯の形成を提唱している。

①の都市防災区画の形成については、街区周辺 の道路を拡幅することにより道路自体が延焼阻止 線を形成するとともに、これを消防活動上有効な 走行経路及び活動拠点として火災を発生街区内で 止め、他の街区への延焼阻止を図ることである。

②の連携した延焼阻止帯の形成については、道路幅員が十分でない場合、道路沿いの建物の不燃化、街路樹帯の形成とともに、駐車場や緑地公園、河川等のオープンスペースを連携的に配置することにより他の街区への延焼阻止を図るというものである。

以上、大規模非常災害対策に関する消防防災に かかわる課題を概説させていただいたが、最後に

消防防災機関における広報活動の現状に関して言 及しておきたい。今回の震災において、テレビ、 新聞等報道機関の果たした役割は極めて大きかっ た。甚大な被害をもたらした大地震であったにも かかわらず、冷静に市民が行動できたのもマスコ ミによる連日の被災状況及び救援活動等の報道に よるところが大きかった。こうした大規模非常災 害時の場合、テレビ、新聞等の報道機関の果たす 役割と影響が一段と大きくなるものと考えられる が、消防防災機関としては今後、より積極的に報 道機関に対し適時適切に災害関係資料を提供する とともに、消防団職員等の活動状況等に関する情 報提供に努めていく必要性が痛感される。広報活 動を通じて国民に災害の実態が的確に周知される とともに、消防防災活動状況が広く国民に伝えら れ、一層の理解と協力を得られるよう、更に工夫 を重ねる必要があると思われる。

おわりに

一消防団の更なる団結と発展を一

幾多の災害が同時多発した今回の阪神・淡路大 震災のような複合災害において、我々は地域とい うごく限られたエリアで個々に可能な限りの防衛 に努める、いわば地域分散型の対応が最良の方策 であることを体験から学び得た。この地域分散型 対応を敏速に実践でき得る存在が地域に密着した 消防団組織であり、今回の震災においてもその組 織力、行動力は正に遺憾なく発揮された。

大規模非常災害対策として、地震予知研究、激震にも耐えうる建造物の開発や災害に強い防災都市の形成等に人知を結集する一方で、我々国民一人ひとりは大震災がまた必ずどこかで発生するとの認識に立ち、しかしいたずらに恐怖心を募らせるのでなく、また怠惰に運命論に逃避することなく、敢然と大地震に立ち向かう気構えを持つことが必要であることを痛感する。そして、ひとたび

発生した際には速やかに最大限の救援活動が展開されるであろうが、今回の震災で実証された地域に密着した消防団の活動なくしては、その目的は満足に果たしえない。その組織力及び行動力を認識するとともに、最大限に力を発揮でき得る資機材の配備や人員の確保、さらに大規模災害発生時における運用をここに改めて要望したい。

全国百万人の消防団員は、郷土愛、国土愛、そ して地球愛という深い慈愛を源泉とし、日夜消火 活動をはじめ、防災、予防、救急、救助など地域 住民に密着した幅広い活動を行い、全国民から信 頼と尊敬を得ているところである。過去、幾多の 災害に第一線の活動機関として、敢然と身を挺し て災害に立ち向かい、これまで悼ましい多くの犠 牲者 (殉職者) を出すに至り、その御霊は明治以 降、今日まで5,200余柱に及んでいる。今また阪 神・淡路大震災を契機として心新たに団結し、崇 高な消防精神をもって郷土の防災と安全で平和な 社会を築くため精励邁進する決意である。全国消 防団員は今後更なる精進、結束を誓うとともに、 消防団が災害発生時に国民の生命、身体、財産を 守る貴重な戦力として育成、強化することを念願 する次第である。

付属 資料

資料! 気象庁震度階級関連解説表

資料2 日本の主な活断層

資料3 木造家屋の被害分布

資料 4 阪神・淡路復興委員会意見及び提言

資料5 阪神・淡路地域の復旧・復興に向けて の考え方と当面講ずべき施策

阪神・淡路大震災誌編さん事業組織体制

協力団体

参考文献

資料1

気象庁震度階級関連解説表

震度情報は、地震発生直後の初動対応等防災上極めて重要な情報である。しかし、兵庫県南部地震の経験などから、震度7が震度計により自動計測されていない、震度の説明文が現代社会に適合していない、などの問題点があることが明らかになった。

このため、気象庁に震度問題検討会を発足させ、検討を行ってきたが、その検討結果が平成7年11月29日に報告された。その概要については、次のとおりである。

- (1) 震度7も含め、震度計で自動計測した計測震度により震度を定め、速報する。
- (2) 震度5及び震度6は、対応する被害の幅が広いので、階級をそれぞれ2分割する。
- (3) 従来の震度の説明文を見直し、現代社会に適合した「気象庁震度階級関連解説表」を作成した。

気象庁では、この検討結果に基づいた新しい震度階級を平成8年10月から運用するとともに、次に示す「気 象庁震度階級関連解説表」を適用することとした。

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解 説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもの です。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、 同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測して いますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、 構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

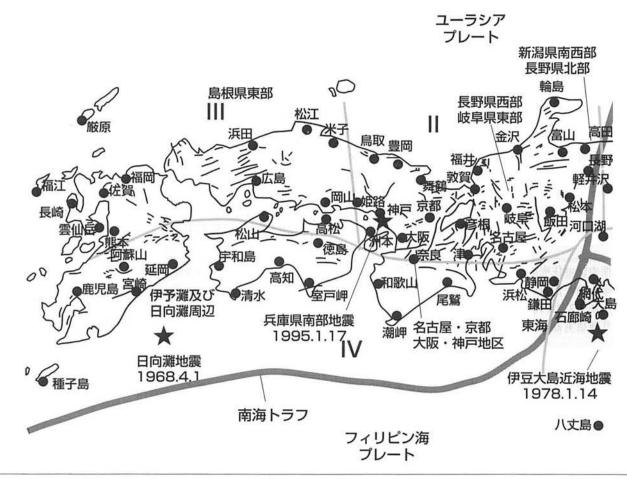
計測震度	階級	人間	屋 内 の 状 況	屋外の状況
	0	人は揺れを感じない。		
-0.5	1	屋内にいる人の一部が、わず かな揺れを感じる。		
-2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れ を感じる。眠っている人の一 部が目を覚ます。	電灯などのつり下げ物がわず かに揺れる。	
	3	屋内にいる人のほとんどが揺 れを感じる。恐怖感を覚える 人もいる。	棚にある食器類が音を立てる ことがある。	電線が少し揺れる。
-3.5	4	かなりの恐怖感があり、一部 の人は身の安全を図ろうとす る。眠っている人のほとんど が目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚 にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が倒れること がある。	電線が大きく揺れる。歩いて いる人も揺れを感じる。自動 車を運転していて、揺れに気 付く人がいる。
-4.5	5 (弱)	多くの人が身の安全を図ろう とする。一部の人は行動に支 障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い 置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちること がある。電柱が揺れるのがわ かる。補強されていないブロ ック塀が崩れることがある。 道路に被害が生じることがあ る。
-5.0	5 (強)	非常な恐怖を感じる。多くの 人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。自動販売機が倒れることがある。多くの 墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が 多い。
-5.5	6 (弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多 くが移動、転倒する。開かな くなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイル や窓ガラスが破損、落下する
-6.0	6 (強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや 窓ガラスが破損、落下する。 補強されていないブロック塀 のほとんどが崩れる。
-6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の 意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動 し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック 塀も破損するものがある。

^{*} ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

出典:「気象庁震度階級関連解説表」気象庁

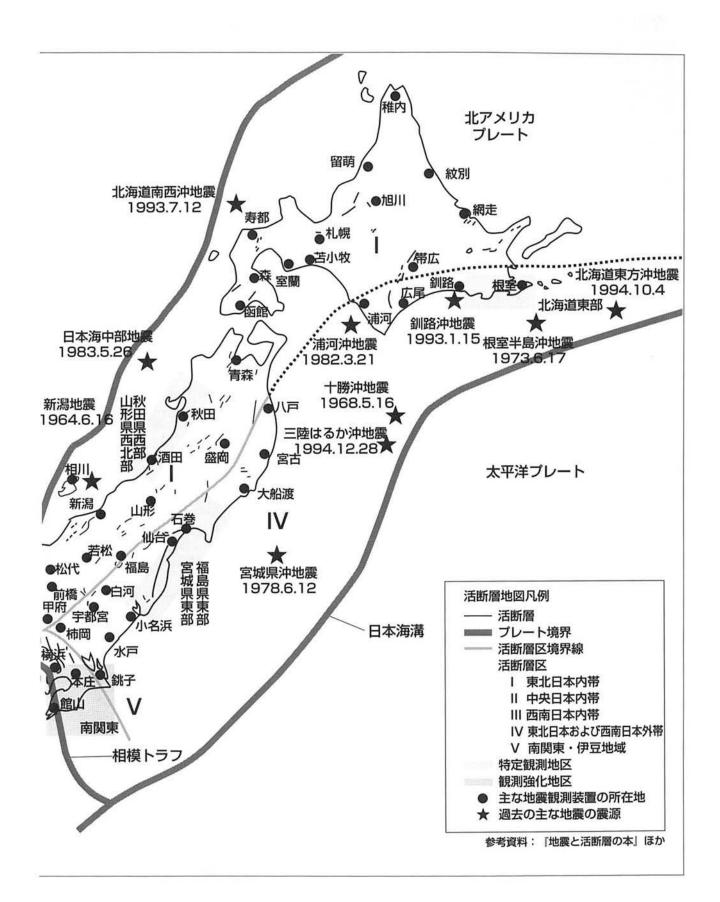
木 造 建 物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
耐震性の低い住宅では、壁 や柱が破損するものがある。	などに亀裂が生じるものが	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。ま	ることがある。山地で落石
	ある。	れに水道管の被害が発生し、 断水することがある。 [停電する家庭もある。]	小さな崩壊が生じることか ある。
耐震性の低い住宅では、壁、 柱がかなり破損したり、傾 くものがある。		家庭などにガスを供給する ための導管、主要な水道管 に被害が発生することがあ る。 [一部の地域でガス、水道 の供給が停止することがあ る。]	
耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が 破損するものがある。		家庭などにガスを供給する ための導管、主要な水道管 に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道 の供給が停止し、停電する こともある。]	地割れや山崩れなどが発生 することがある。
耐震性の低い住宅では、倒 壊するものが多い。耐震性 の高い住宅でも、壁、柱が かなり破損するものがある。	壊するものがある。耐震性 の高い建物でも、壁、柱が	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。 広い地域でガス、水道の供 給が停止することがある。]	
耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するも のがある。	[広い地域で電気、ガス、 水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや 山崩れが発生し、地形が変 わることもある。

日本の主な活断層



出典: 「今「地震」が危ない」(株)学習研究社

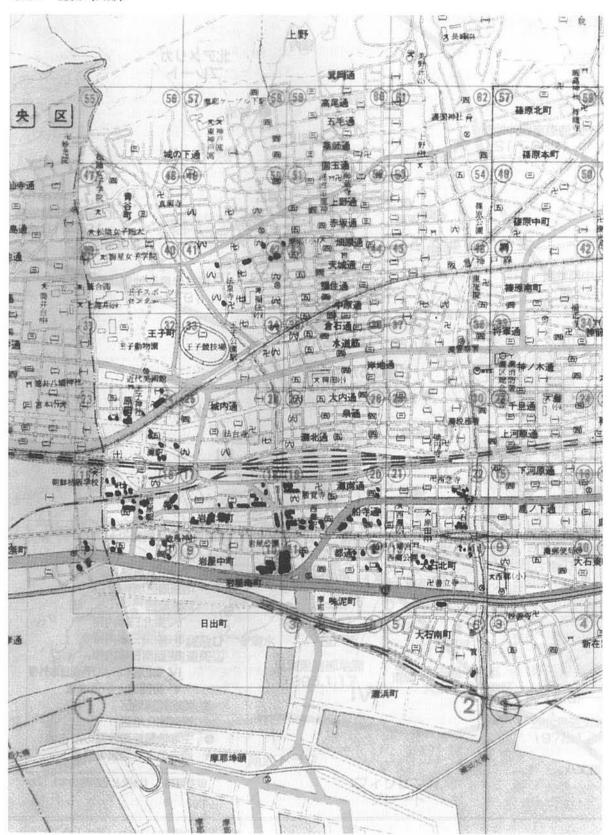
[編注] 活断層は日本列島のいたるところにあるが、この図は主な活断層を模式的に示したものである。



資料 3

木造家屋の被害分布

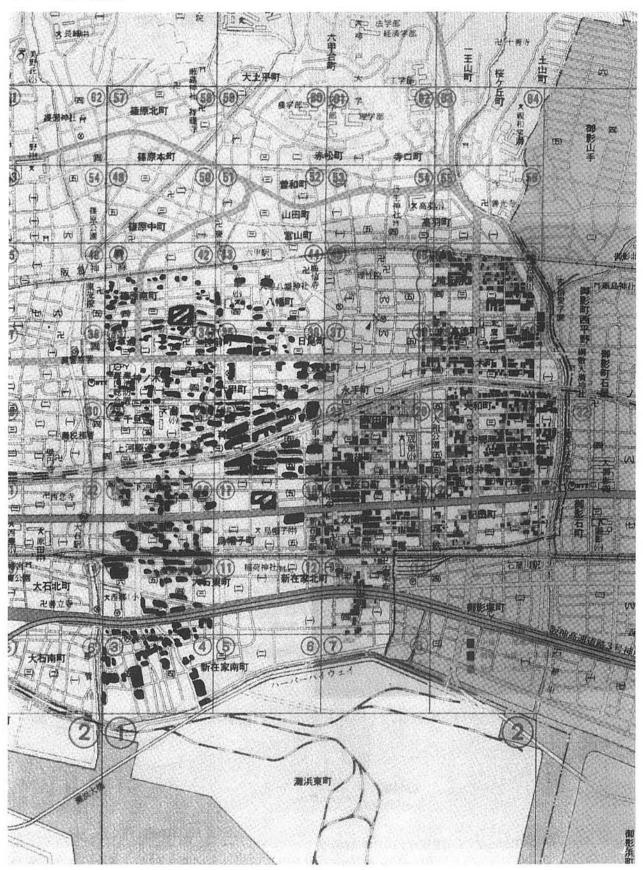
その1 灘区 (西部)



注) 塗りつぶしてあるところが大破

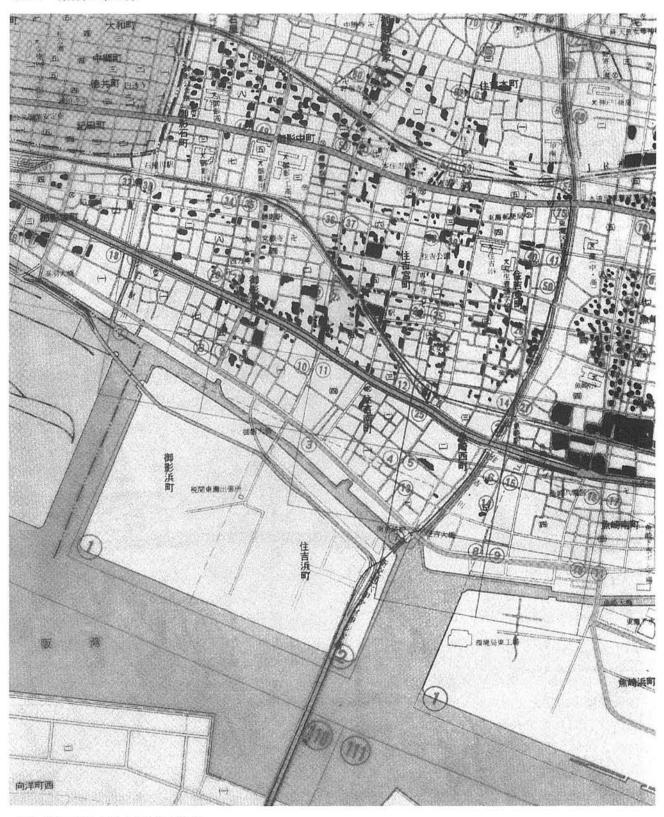
出典:「1995年兵庫県南部地震災害調査速報」組日本建築学会

その2 灘区 (東部)



注) 塗りつぶしてあるところが大破

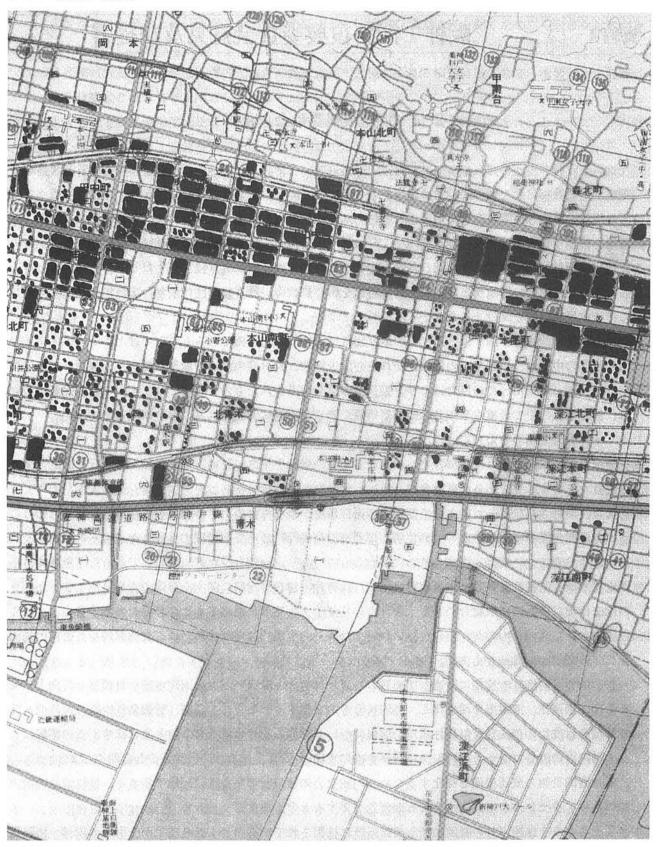
出典:「1995年兵庫県南部地震災害調査速報」、出日本建築学会



注) 塗りつぶしてあるところが大破

出典:「1995年兵庫県南部地震災害調査速報」、出日本建築学会

その4 東灘区 (東部)



注) 塗りつぶしてあるところが大破

出典:「1995年兵庫県南部地震災害調査速報」\出日本建築学会

阪神・淡路復興委員会意見及び提言

阪神・淡路復興委員会意見(1)

平成7年4月24日

1 平成7年2月16日第一回の阪神・淡路復興委員会において、総理より諮問を受けました。諮問に答えるため予め阪神・淡路復興委員会においては、阪神・淡路地域の復興に関し、早急に検討すべき事項として、計画策定、住宅の復興、がれき処理、まちづくり、神戸港の復興、経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の7課題(64項目)について、2月28日、3月10日、3月23日の3回に渡り提言をいたしました。

これらの提言について阪神・淡路復興対策本部を中心に政府、地方公共団体において、検討され、4月17日にその成果の説明を受けました。

これら提言に関する、国・県・市・町の取り組みについては、評価できるものと受けとめています。

- 2 特に提言の中でも、復興住宅の供給、がれきの除去作業、神戸港の復活の緊急を要する3課題についての 対応には、国・県・市・町の協力により、委員会の意向が汲まれたものと考えています。この3課題につい ては、補正予算の中で最重点事項として予算措置をとり、早急に実施されることを期待します。 しかしその成果を高めるために、
 - (1) 住宅の復興に関しては、復興住宅への入居希望者の登録を早急に行い、登録の結果により、計画の見直しを行うことも必要であると考えます。

また、高齢者福祉サービスとして高齢者の居住環境の整備のためケアハウス等の計画的整備に努めることや、港湾労働者の福祉向上のため住居・福利施設整備等についても措置することが求められております。

- (2) がれき処理については、復興の基本に関わるものであり、一刻も早い解決が必要であることを考え、港湾整備事業、区画整理事業、市街地整備事業、復興住宅建設等復興に関する事業の実施にあたり、がれきの除去作業に積極的に取組むことや、がれきのリサイクル処理を進めることが必要であると考えます。なお、がれき処理のためのがれきの運搬については体系的計画的に整理するために交通規制など特段の措置を講ずる必要があると考えます。
- (3) 神戸港の港湾施設の整備に関連して施設の外貿コンテナー取扱い能力を国際水準を目標として向上させるため、海運業、港運業を活性化し、港湾料金を適正化するとともに、通関、労働条件、特に24時間・休日荷役を行うための人員及び居住場所の確保について措置しなければならないと考えます。この措置により、神戸港の外貿コンテナーの取扱い量が年内に実績の1/2程度にまで回復することを期待します。

また港湾貨物の流通機能を強化するため、内陸交通の復旧との整合性に配慮すること、特に道路の湾岸線は六甲アイランドまで完成することが緊急を要すると考えます。

- 3 緊急を要する3課題以外の提言に関しては、既に措置されている項目もありますが、引続き阪神・淡路復興本部を中心に、政府、地方公共団体において充分検討されることを期待しています。
 - (1) 特に避難所について神戸市の一部を除き完全解消するなど、平常時における生活体制への移行については、きめ細かい措置をとるべきであると考えます。

- (2) 経済復興に当たり、企業の空洞化を防止するとともに、国際的な協力を得るために積極的な措置を講ず る必要があると考えます。国際フォーラムの開催は、国際的な協力の道を開くためにも大きな意義がある と考えます。
- (3) 7課題 (64項目)の中で、復興10カ年計画の作業で、検討される項目もあるので、復興10カ年計画において充分措置されることを期待しています。
- 4 委員会としては、今後作成される復興10カ年計画に関連して、予め若干の提言を行うとともに、7月には 復興10カ年計画に関し、意見を申し上げる予定にしております。

復興10カ年計画の策定にあたっては、通常の一般行政と、阪神・淡路震災対策のための特別の行政と区分を明確なものとして、復興対策の優先課題を明らかにすることが必要となると考えています。

- 5 阪神・淡路の震災対策に関する全記録は、今後の大規模地震による災害の発生に対して、極めて有意義なマニュアルを提供することとなるので、政府において、阪神・淡路震災対策の詳細な記録を編纂されることを期待いたします。
- 6 以上のほか委員から提出された意見については阪神・淡路復興本部事務局に直接説明することといたしま す。

以上

阪神·淡路復興委員会意見(2)

平成7年7月18日

- 1 平成7年4月24日第6回復興委員会において、総理に「阪神・淡路復興委員会意見」を提出いたしました。この意見を基本として、阪神・淡路復興対策本部は「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」をとりまとめ、これに基づいて政府は平成7年度補正予算の中で阪神・淡路地域の復旧・復興のために1兆4千293億円の経費を計上しました。平成6年度第2次補正予算1兆223億円を加えると合計2兆4千516億円となります。これらの措置は復興委員会の提言・意見を組み込み、適切かつ迅速に講ぜられたものとして評価しております。
- 2 復興委員会は復興10カ年計画の作成に向けて、「復興10カ年計画の基本的考え方」提言 8、「都市復興の基本的考え方」提言 9、「総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整」提言10の提言を行いました。

これらの提言を受けて、兵庫県および神戸市が復興10カ年計画を策定し、復興委員会は平成7年7月10日 その内容の説明を受けました。

- 3 兵庫県および神戸市が策定した復興10カ年計画は、地元が主体となり、復興に向けて広範な複雑に交叉する課題に応え、それぞれの地域・地区の特性を活かし、望ましい計画の目標を定め、詳細に、総合的に、具体的に実施すべき施策をまとめたものとなっております。
- 4 この復興10カ年計画に示された施策は既に実施中のもの、計画中のもの、構想中のものなど今後の実施に 向けての調整を要するものが多く含まれており、住民の意向をただして理解と協力のもとで実施すべきもの であるので、それぞれの事業の主体が慎重かつ積極的に順次具体化することが必要であると考えます。この 復興のプロセスにおいて、行政と住民のコミュニケーションが重要な課題であり、そのためのシステムを構 築しなければならないと考えます。

5 特に、復興10カ年計画の中から前期5カ年において講ずべき「復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策と しての復興特別事業」を明らかにしていく必要があります。

復興特別事業を優先順位をつけて選択するために次のような課題が考えられると思います。第1に被災により生じた生活の困窮を緩和するために「医・職・住」に関する総合的な対策。第2に復興に伴って発生する自動車交通の激増に対処して総合交通通信体系を見直し、環境に配意した新しいクルマ社会を構築するための総合的な対策。第3に防災性、快適性、利便性を持つ都市の構造的基盤を構成するために、ライフラインの共同施設、緑の回廊等の整備をモデル的、重点的に実施するための総合的な対策。第4に都市復興は文芸復興であるという考え方から、新しい文化的環境を創造するための総合的な対策。第5に産業の復興による雇用の確保と安定のための総合的な対策等です。

6 復興10カ年計画には、当然将来に向けての魅力的な提案が示されています。

これらの提案については、「復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業」として選択し、順次事業を確定することが必要であると考えます。

これらの事業は、日本にとって、アジア太平洋にとって、全世界にとって有意義なものでありたいと願っております。

7 政府は地元で策定された復興10カ年計画を全面的に支援する態度を明らかにするとともに、緊急を要する ものから重点的に順次具体的に支援する措置を講ずべきであると考えます。

特に前期5カ年において講ずべき復興特別事業を選定し、平成8年度予算の編成に当たり、積極的な措置 を講ずることを期待いたします。

- 8 復興10カ年計画に列記された全事業に要する経費は、県・市の試算によれば約17兆円に達するとのことであります。事業計画が毎年実施決定されるごとに総事業費が確定するものになりますが、復興のためとともに、景気の回復のための経済政策として意味も大きく、思い切った予算措置を行うことを期待いたします。資金調達には、地方公共団体の財政を考慮に入れ、適切な措置を講ずる必要があると思われます。
- 9 復興10カ年計画は行政を中心として策定されていますが、復興のために民間・企業の役割が決定的な重要性を持っておりますので、民間・企業の主体的な復興への参加を求め、復興への提言を期待し、民間・企業の復興への投資を確保することが必要であると思います。なお、海外からの民間・企業の投資についても早急に検討することを期待いたします。

更に復興に当たって、ボランタリー活動にも大きな役割があり、NPO・NGOによる新しい秩序が形成されることを期待したいと考えます。

- 10 復興委員会は次に長期ビジョン、復興特定事業に関する提言を行い、意見(3)にまとめて提出する予定としております。
- 11 以上のほか委員から提出された意見については、阪神・淡路復興対策本部事務局に直接説明することとい たします。

阪神·淡路復興委員会意見(3)

平成7年9月5日 第12回委員会

1 平成7年7月18日第10回復興委員会において、総理に復興10カ年計画に対する「阪神・淡路復興委員会意 見(2)」を提出いたしました。

この意見を基本とし、阪神・淡路復興対策本部は、平成7年7月28日に「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定し、これに基づいて政府は平成8年度予算の編成および経済対策の策定に当っている旨報告を受けました。

復興委員会の意見を組み込み、復興を促進するために、順次適切な措置が講ぜられるものと期待しております。

- 2 復興委員会は、阪神・淡路地域の長期ビジョン・復興特定事業等について、兵庫県知事、神戸市長、関係 市長・町長より意見・提言を提出していただきました。これらの意見について、平成7年8月28日第11回復 興委員会で事務局より説明を受けるとともに、特別顧問、各委員の意見・提言の発言を求め、意見の交換を いたしました。
- 3 未だに長期ビジョンを模索する状況でない現実のなかで、長期ビジョンなしでは現状から脱出できないと 考え、地元の知事・市長・町長を中心に長期ビジョンの策定が進められております。

政府はこれらの地元が策定する長期ビジョンの実現に向けて支援のための適切な措置を講じることが課題となります。

- 4 阪神・淡路地域(被災地10市10町)の復興は単にもとの姿にもどることではありません。当地域の激動する歴史的展開から未来を見つめて、21世紀に向けて、不死鳥・火の鳥のように自らの手で蘇生し、再度復活することであり、「フェニックス」という合い言葉が復興のシンボルイメージとなっております。
- 5 阪神・淡路地域の復興の基本的目標は、モザイク状に個性的な都市を配列し、多核ネットワークの型の都 市群を創造することであります。
- 6 政府は地元と協力して、
 - ・美しい夢のある21世紀世界文化首都関西(近畿圏)の展開の一環として、
 - ・21世紀に向けて展開される大阪ベイエリア構想の一環として、
 - ・新しい国土軸構想のもとに策定される新しい国土計画の中で、

阪神・淡路地域の位置づけとその役割を明らかにしなければなりません。

- 7 阪神・淡路地域の復興の鍵は産業復興であり、日本経済の停迷と、被災という二重のダメージを受けた企業が再起する途を開かなければなりません。政府による規制緩和・研究開発など所要の支援措置を必要としています。
- 8 阪神・淡路地域の復興の基本的課題は文化・教育・医療・健康・福祉・スポーツ・環境に関する21世紀ビジョンに新しい活路を見出すことであります。これらの課題は、産業復興と連動して、新しい経済社会を構築することとなりましょう。
- 9 これらの課題に関連して、20世紀文明を記念する博物館など文化、科学、教育等の振興の観点からの構想が種々提唱されておりますが、これらについて検討することも大きな意義のあることと考えます。

- 10 阪神・淡路地域の復興は、国内外の専門家の提言活動と住民の参加活動を結び、復興の筋道をつくりあげていくことが期待され、これらの活動を支援することは欠かせない課題であると考えます。
- 11 阪神・淡路地域についていずれのまちでも取組まねばならない基本的課題が提案されています。
 - 災害に強いまちづくり
 - ・高齢化社会を迎えて人にやさしいまちづくり
 - ・快適な安心して住めるローコスト住宅で良好な居住環境をつくるまちづくり
 - ・交通通信ネットワークが総合的に整えられたまちづくり
 - ・経済の新たな展開を先導する新しい産業構造を創出するまちづくり

これらの課題については、復興特別事業として地域において早急に結論を得て、実施に移行しなければならないと考えます。

12 復興のまちづくりにあたっては、ハード (施設) とソフト (営み) の調和すること、各まちの連帯性をネットワーク化することが充分考えられなければならないと同時に人口の増減、経済の発展について、成長管理を考えていくことが大切であると考えます。

なお、住民を主体とするまちづくりを進めるため、住民参加、情報公開、規制緩和、ボランタリー活動、 企業の社会貢献などの方式を充実させ、行政と住民のコミュニケーションを円滑にし、まちづくりの点検シ ステムを持つことなどの工夫がいると考えます。

13 阪神・淡路地域の復興のために、復興特定事業を順次選択し、実施することについては、復興委員会としては次回の第13回委員会で提言(II)をまとめ、総理に提出することを予定しております。

復興委員会としては、平成7年9月13日、14日に開催される国際フォーラムでの国内外の知識人・専門家の発言にも注目したいと考えております。

これまでの委員会においては、

- ・上海長江交易プロジェクト構想
- ・神戸東部臨海新都心での世界健康開発センターを中心とするヘルスケアパーク構想
- ・神戸国際マルチメディア文化都市構想、東播磨情報公園都市構想

などに関心をもっておりますが、今回地元から多数の復興特定プロジェクトの提案が提出されましたので、 充分優先度の高い、計画として成熟度の高いプロジェクトを選択して、提言としてまとめたいと考えます。

14 特別顧問、委員並びに知事、市長、町長から提出された意見・提言・提案については、すべて阪神・淡路 復興本部事務局に提出することといたします。

提言一1

(平成7年2月28日)

緊急対策から応急対策についで必要となる復興対策のための計画の策定と実施について提言する。

- 1 復興10カ年計画 (1996~2005) を早急に策定すること。
 - (第1次計画は1995年7月、第2次計画は1996年7月、第3次計画は1997年7月を目途とする。) 県・市を中心として、国・県・市・町が協力して策定に当たること。
- 2 緊急対策・応急対策との関連性を重視して、復興計画を策定すること。

計画の策定に当たって学識経験者、住民の意見を尊重すること。

- 3 復興計画は、国・県・市・町・民間のそれぞれが実施する事業を調整して、復興にとって優先度の高い事業を基本として総合的に計画すること。
- 4 政府は復興計画を承認し、実施するための措置を講ずること。
- 5 政府は復興事業予算の透明性及び執行の弾力性を確保するための方策について早急に結論を得ること。
- 6 復興10カ年計画と関連して、住宅等緊急を要する施策について緊急3カ年計画を3月を目途に策定し、早 急に復興事業の促進を図ること。
- 7 政府の新しい国土計画の立案作業にあわせ、県・市において9月を目途に、阪神淡路地域の2010年の長期 ビジョンを策定すること。

提言一2

(平成7年2月28日)

被災者の根本的な不安を緩和するため最も緊急を要する住宅の復興について提言する。

- 1 住宅復興総合政策 3 カ年計画を 3 月中を目途に早急に策定すること。 県を中心に、国・県・市・町が協力して策定に当たること。
- 2 「復興住宅」(特別の措置を講じて建設される住宅) 3カ年10万戸を建設すること。
- 3 政府は住宅復興総合政策3カ年計画特に復興住宅3カ年10万戸建設に必要な措置を講ずること。
- 4 復興住宅は小規模でも最小限快適性・利便性・防災性を確保すること。
- 5 低所得の人々・職を失っている人々・高齢な要介護の人々・障害のある人々等の入居条件等について特別 の措置を講ずること。
- 6 専門家集団により復興住宅の基準・設計を早急に決定して、工事の効率化・工期の短縮化を図り、徹底的 なローコスト化を図ること。

輸入品を含めてさらに高質の資材の低価格調達を行うこと。

- 7 復興住宅建設のための用地取得のため、県・市・町・公団等で手当を急ぎ、民間・住民の協力を得ること。
- 8 復興住宅建設のためのがれき等の除去作業を計画的に推進すること。
- 9 復興住宅の建設に建設業者を動員するとともに、失業者に雇用の機会を与えること。
- 10 復興住宅の建設を支援するため、個人・企業から復興住宅義捐金を集めること。

提言-3

(平成7年2月28日)

がれき等の除去・倒壊家屋の処理は復興のための基礎的な事業であり、総合的機動的に指揮され、解体・収集・中間処理・運搬・処分に亘るすべての過程を総合的管理するために提言する。

- 1 がれき等の処理・倒壊家屋の処理については緊急・応急対策として当分の間、解体・収集・中間処理・運搬・処分に亘る全ての過程において、国・県・市町の3者が協力して進められており、作業は軌道に乗ってきているので一層促進を図ること。
- 2 がれき等の処理・倒壊家屋の処理は第2期を迎えようとしており、復興のための住宅建設・都市計画事業・ 港湾整備事業・海岸事業・道路事業・区画整理事業・市街化整備事業・民間の復旧事業、特に商店街の復興・ 中小企業の再興を促進するため、計画的面的(街区)に除去を進めるための措置を講ずること。

特に港湾の復興において大規模ながれき等の処分のための措置を講ずること。

この際特に住民、利用者等の関係者の理解と協力を得ること。

- 3 損壊家屋が引き続き使用できるかどうかについては、専門家による診断を強化すること。
- 4 第2期においては発生地及び仮置場において、鉄・アルミ等と木材とコンクリートとその他に分別するための措置を講じ、また危険物・有毒有害物質は別途安全で適正な処理を行うこと。なお、土地境界等を示す標識を保存すること。
- 5 第2期においてがれき等の処分は単に上記1の事業に止まらず、収集された鉄・アルミについて復興事業 の建設資材としてリサイクルすること。収集されたコンクリート等は、破砕処理した上で港湾整備事業・埋 め立て事業に資材として活用すること。

収集された木材は燃料・集成材等に活用を図ること。

- 6 第2期において解体・収集・中間処理・運搬・処分等の作業に、失業者に雇用の機会を与えること。
- 7 第2期の活動は総合的計画的に実施し、関係者が適切に対応できるよう統一的指令のもとに行うこと。
- 8 第2期において国は、復興に関連する除去作業(解体、収集、中間処理、運搬、処分、仮置場の設置、積 出基地の確保、海面埋立)について引き続き特別の財政措置を講ずること。

提言一4

(平成7年3月10日)

心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取り組むための当面の方策について提言する。

- 1 地元の人々の理解と協力のもとに、被災市街地復興特別措置法を活用し、土地区画整理事業、市街地再開 発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業、都市防災不燃化促進事業等の都市計画事業を慎重か つ大胆に実施すること。
- 2 土地信託方式、建築協定方式、地主共同組合方式、協働まちづくり方式など多様な方式を活用して地元の 人々の協力・話合いによる地区計画の協定によるまちづくりを進めること。
- 3 まちづくりにあたって、広報紙・ミニコミ紙・新聞・TV・パソコン通信・インターネット等の多様なメディアを活用して地元の人々にまちづくり情報を積極的に提供すること。
- 4 地区計画の策定を支援するための専門家集団の非営利活動を助成する措置を講ずること。
- 5 まちづくりの過程における生活や事業の安定を図るため、仮住宅・仮店舗・仮工場の提供、代替地の確保 など、きめ細かな措置を講ずること。
- 6 夏期を迎えるに当たり環境衛生上、被災市街地の生ごみ処理、し尿処理にきめ細かな措置を講ずること。
- 7 まちづくりを円滑に進めるためには、土地の先買取得、跡地利用、放出土地の処理など、土地処分の流動性を得るための措置を講ずること。
- 8 まちづくりを円滑に進めるため、国土調査法による都市型地籍調査の実施について早急に結論を得ること。
- 9 阪神・淡路大震災の復興について広く世界の有識者の提言を求めるための国際フォーラムを開催すること。

提言一5

(平成7年3月10日)

阪神淡路地区の経済復興の最優先課題である神戸港の復興について緊急に提言する。

1 神戸港の全体の復興計画を立て、これに基づいて優先度の高いものから、順次整備して神戸港の港湾機能 回復を早期に達成すること。

- 2 神戸港の復興に時間と費用を要することにより、神戸港の空洞化が懸念されるので、国際コンテナ貨物の 取り扱い機能を早急に回復するため、特別整備事業を緊急に実施すること。
- 3 特別整備事業は六甲アイランド沖合に、延長1,000mの仮設桟橋埠頭を数カ月中に緊急整備することについて、早急に結論を得ること。
- 4 特別整備事業による仮埠頭を活用する海運・港運などの港湾関連産業が機能を確立しうるよう支援措置を 講ずること。
- 5 特別整備事業による仮港湾機能を充分活かすために、海上フィーダーと鉄道の利用を併用して円滑な二次 輸送体制を整備すること。

同時に湾岸線の六甲アイランドまでの道路整備を早急に完成すること。

- 6 政府は特別整備事業に特段の措置を講ずること。
- 7 がれき等の除去作業と連動して、港湾整備事業・埋め立て事業の資材として計画的に破砕廃棄物の受入れ を図ること。
- 8 港湾関係労働者向けの復興住宅を建設すること。
- 9 港湾整備事業の作業に労働力を動員するとともに、失業者に雇用の機会を与えること。
- 10 明治に建設された石積み岸壁で残された施設については、神戸港の文化的遺産として後世に引き継げる措置を講ずること。
- 11 上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び日中経済交流を促進するため、神戸港に河川用船舶による直接交易を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を想定するなどについて、早急に結論を得ること。

提言一6

(平成7年3月23日)

構造改革を要する経済復興と復興過程において緊急を要する雇用確保について提言する。

- 1 経済復興にとって、被災企業の事業活動の回帰とこれに伴う雇用の確保が基本的課題である。各企業の操業再開、高度化近代化、新分野への進出、国内外への移転、事業の停止もしくは廃業等、基本方向を明確に把握して、この動向を踏まえて経済復興計画を早急に策定すること。
- 2 各企業、特に中小企業の操業再開、高度化近代化、新分野への進出に対して、きめ細かく多彩な企業支援 対策を講ずること。
- 3 事業の停止もしくは廃業、国内外へ移転する企業等の跡地の利用について、相談を受け、経済復興・まちづくりに寄与し得るよう、適切な措置を講ずること。
- 4 新産業、新市場を開発するための活動を開始しようとする起業家を支援して、経済復興に新しい局面の創 出を促進すること。
- 5 医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク、マルチメディアに関連する企業集団、新素材 関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、経済 復興の戦略的重点分野を選定し、産・官・学の協力により、研究・開発を進め、国際的知識集約型の経済構 造を構築すること。
- 6 円高により日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外の企業の被災地への直接投資を受け、日本およびアジ アの経済拠点として活動する海外の企業を誘致するため、企業活動環境、居住環境について特段の開放措置

を講ずること。

- 7 雇用の安定を図りつつ経済復興を計画的に進めるがその過程で、当面雇用環境は深刻な状況下におかれる ので、雇用調整助成金の活用などにより、5万人程度の雇用維持を図るための準備を整えること。
- 8 更に、失業給付の特例支給を活用するなどして、5万人程度に失業給付をするための準備を整えること。
- 9 各種の復興事業の実施にあたり上記の失業給付受給者などの失業者に雇用の機会を提供すること。
- 10 公共職業安定機関の特別相談窓口を活用すること等により雇用の機会を斡旋し、人材の育成・職業訓練を 行い、労働力の柔軟な流動性を確保し、労働力需給調整体制の充実を図ること。

提言一7

(平成7年3月23日)

健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行について提言する。

- 1 健康・医療・福祉・教育・ライフライン等の社会的生活基盤と、衣食住の個人的生活基盤の全生活分野に 亘り、被災直後の異常時における生活体制から、一定の期間 (100日を一つの目途として) を経過して、平常 時における生活体制への移行を目指すこと。
- 2 高齢者および障害者などの被災者に対する居住・医療・福祉について特別の措置を講ずるとともに、専門 家や専門的ボランティアによる介護等の活動を強化すること。高齢者相互のふれあいの場を提供すること。
- 3 被災による恐怖・不安・ストレスなどのこころの痛みに対処して、医療処置・相談窓口の設置・居住地コ ミュニティーの助け合い・ボランタリー活動による支援など、多様な措置を講ずること。
- 4 市民の被災後の長期に亘る健康支援を行い、心身の健康を管理するとともに、特に栄養の摂取の状態を指導する体制を整備すること。
- 5 被災した病院・診療所等の医療施設の復旧・近代化を図り、早急に医療体制の平常化を図ること。
- 6 要援護者に対して救急医療・在宅医療・保健指導・在宅福祉など福祉・健康・医療の連繫のとれた地域統 合援護システムを整備すること。
- 7 道路、交通機関、公共施設・住宅等において段差の解消や手すり、エレベータ、車椅子用トイレの設置などのバリアフリー化を進めること。
- 8 都市における健康問題について研究活動する国際的拠点として、神戸に開設が決まっているWHO・健康 開発センター (HDC) を整備すること。
- 9 WHO、健康開発センターの設置にあたり、医療・福祉に関して、市民が親しめる交流拠点をヘルスパークとして、整備することについて、早急に結論を得ること。

提言一8

(平成7年5月22日)

復興10カ年計画の基本的考え方について提言する。

- 1 復興10カ年計画は、阪神・淡路被災地域の復興の基本となるものであり、県、市、町、がそれぞれに主体 的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則であること。
- 2 復興10カ年計画は、震災の教訓を生かし被災地域の実態と将来ビジョンを基本に、政府が策定中の経済計 画等に配慮して策定すること。
- 3 策定された復興計画は、国、県、市町の間で調整され、国としても承認しうるものであること。なお、10

442

カ年計画は、長期的な国、県、市町の財政事情にも充分考慮したものであること。

- 4 復興計画の策定にあたって、被災住民の意向を反映し、住民の理解と協力を得られるものであること。
- 5 復興計画の前期5カ年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施 策を復興特別事業として位置づけること。
- 6 国はこの復興特別事業への取組み方針を明らかにするとともに、その円滑な実施のために特段の措置を講 ずること。
- 7 復興10カ年計画の策定にあたり、長期的視点から10カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略 的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業 を確定すること。
- 8 この復興特定事業の選択と確定は、第1次95年7月、第2次96年7月、第3次97年に分け、重要度が高く、 実施可能性の高いものから順次明らかにすること。
- 9 復興特定事業について、国が助成等の支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国と してもその実施にあたり積極的に必要な措置を講ずること。

提言一9

(平成7年6月12日)

復興10カ年計画の立案に当って都市復興の基本的考え方について提言する。

- 1 提言 4 「心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取組むための当面の方策」、提言 8 「復興10カ年 計画の基本的考え方」を充分斟酌して都市復興の計画を立案すること。
- 2 都市復興の最も基本的課題は市民生活の安心と安全を確保するものであること。
- 3 都市復興は単に被災前に回復するにとどまらず、未来に向けて夢と希望のあるものであること。
- 4 都市復興は単に施設整備にとどまらず、都市生活の真の豊かさを求めるものであること。
- 5 都市復興は、都市の個性的伝統的特色を活かし、都市の活性化を図るものであること。
- 6 震災の経験に学び、都市防災のモデル事業として、ライフライン(生命維持装置)のネットワークを整備 すること。

電気、ガス、水道、下水道、電話・通信、消防用水などの整備は、それぞれ大幹線、中幹線、端末線として体系的ネットワークとして整備されるが、中幹線部分は、共同施設として防災幹線道路 (国道、県道、市町村道の中から防災のために指定される幹線道路) に集約され、被災に当って壊れにくく、直しやすいものとして整備され、ライフラインが短期間に緊急に容易に復旧しうるよう措置すること。

7 さらに、都市防災のモデル事業として、緑の回廊を整備すること。

森、川、池、水面、緑地・公園、オープンスペース、街路樹、緑の歩道などを体系的にネットワークとして計画し、市街地の防災性を高めること。

- 8 ライフラインの共同施設と緑の回廊の整備を都市防災軸として整備することに政府は早急に結論を得て、 特段の措置を講ずること。
- 9 都市防災軸に関連して防災性の高い安全生活街区を設立し、住民を主体として、市民生活の安心と安全の 基盤を確立すること。
- 10 都市復興のため、前期5カ年における緊急かつ必要不可欠な施策として復興特別事業を明らかにすること。
- 11 都市復興のため長期的視点から10カ年を通じて特に重要とみとめられる復興特定事業を順次明らかにする

提言-10

(平成7年6月19日)

復興10カ年計画の策定に当たり、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整について提言する。

- 1 陸海空にわたる交通機関の連携や道路・海上ネットワーク等の整備により、前期5カ年内にリダンダンシーにも配慮した全体として信頼性の高い交通システムの構築を図ること。
- 2 国、県、市、民間等による協議会を設置し、交通需要マネジメント等の必要な対策を実施するための措置 を講ずること。措置を講ずるに当たっては、観光・流通機能の早期回復や物流コストの低減を図ること。
- 3 がれき輸送が、今後回復が予想される一般交通の支障とならないように、道路の有効利用を図ること。このため、新たに仮置場・処分場等における夜間の受入れを実施し、がれきの輸送時間帯の分散を図るとともに、積出基地の能力を増強すること。
- 4 ポートアイランド等の人工島と内陸部とを結ぶ道路において、交通の過度の集中を回避し、港湾取扱貨物の円滑な輸送を図るため、適正な交通規制を実施するとともに、港湾取扱貨物の輸送時間帯の分散や海上フィーダーによる2次輸送の利用を促進すること。
- 5 道路への過度の交通負荷を軽減し、通過交通量の低減に資するため、道路輸送との連携に配慮しつつ、海上輸送・鉄道輸送の利用を促進すること。このため、道路管理者、港湾管理者、フェリー運航会社等による情報ネットワークの構築、フェリーに対する港湾施設の乗降型式と着岸構造の汎用性の向上などにより、トラック等がフェリー等を利用しやすい環境を整備すること。
- 6 神戸港の国際競争力を回復し、物流コストの低減を図るため、港湾荷役の24時間体制の恒常化や港湾関係 料金の見直しを行うとともに、EDI(電子データ交換)等による物流の情報化を促進すること。
- 7 交通規制は、建設事業等の円滑な実施や生鮮食料品等市民生活に密着した物流に配慮するとともに、交通 容量と交通需要を勘案しながら、住民の日常的な活動の活発化や円滑な復興が進められるよう通行の優先順 位を定め、計画的に実施すること。
- 8 通勤や買物などの旅客の円滑な輸送を進めるため、バスターミナル、駅前広場、バス走行環境改善システムの整備等による使いやすい公共交通機関を構築すること。
- 9 行政機関が有する海上交通情報、道路の渋滞情報、交通規制情報、交通事故情報、道路工事情報等を一般 に公開し、自由な利用を推進すること。
- 10 復興に際しては、阪神・淡路地域における情報通信の高度化を総合的に推進することにより、快適で安全 な市民生活及び活力ある経済活動の拠点として地域の魅力の向上を図るとともに、世界に向けての情報受発 信機能を強化すること。
- 11 災害に強いまちづくりに資するため、震災の経験を活かした様々な非常時通信確保対策・耐災害性向上対策を導入し、総合的な情報通信ネットワークインフラを構築するとともに、マルチメディア社会の早期実現に向けた先行的な基盤の整備を促進すること。
- 12 行政、教育・文化、医療・福祉、交通、防災等の各分野及び分野間における総合的な情報通信システムや 先進的アプリケーションの整備を推進するとともに、パソコン通信・インターネットの活用や地元マスコミ との協力に努めることにより、地域住民等にきめ細かく多彩な情報サービス等を提供していく等住民と行政 のコミュニケーションシステムの充実・高度化を図ること。

- 13 高齢者等のいわゆる情報弱者にとっての利便性の確保、情報リテラシーの涵養に努めること。
- 14 最先端の情報通信機能および情報通信関連の核となる施設を当該地域に集積する等、地域の情報通信の高度化を推進することにより、既存産業の高度化を支援し、マルチメディアをはじめとした情報通信関連産業等新産業・成長産業の創出展開を推進するとともに、国際的レベルでの人材育成や技術開発等に努め、将来にわたって成長が持続できる経済構造を目指した産業の復興を進めること。

このため、官民一体となって、地域のポテンシャルと個性を活かしつつ、東播磨情報公園都市、神戸国際 マルチメディア文化都市(KIMEC) 構想等の先導的プロジェクトの積極的な推進に努めること。

- 15 当該地域と京阪奈等の地域の成長著しい情報通信機能を、高度な情報通信ネットワークで連携させること により、面的な広がりを持った都市機能の充実を図り、当地域の復興を確実なものとすること。
- 16 本格的復興に当たっては、人、物、情報の流れを円滑に保つことが前提になることから、各分野における 復興への努力が充分にその力を発揮できるよう、総合的な交通・情報通信の体系的整備と調整を進めるため 特段の措置を講ずること。

提言一11

(平成7年10月10日)

復興特定事業の選定と実施について提言する。

- 1 長期的視点から10カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興の シンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。(提言 8)
- 2 復興特定事業については、これまでの構想の段階から、それぞれの事業の主体を明確にし、企画・設計・ 実施の段階へ進み、主体となる事業体が着実に実施を促進するために、国・県・市・町は必要な措置を講ず ること。
- 3 企業が一社単独もしくは連合して、特色ある地域社会文化と個性的な企業文化を結合して、阪神・淡路地域の復興に寄与するために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものについて、国・県・市・町は適切な行政上の支援措置を講ずること。
- 4 非営利団体・専門性の高いボランタリーグループ等が阪神・淡路地域の復興のために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものに、国・県・市・町は必要に応じて適切な助成措置を行うこと。
- 5 県・市・町が行う阪神・淡路地域の復興のための復興特定事業については、住民の理解と協力を得て、優 先度が高いものから順次選定し実施するものとすること。事業の実施に当り、民間の協力を求め、官・民の 協同事業とする場合に協力する民間に対して、適切な措置を講じ、民間の協力を促進すること。
- 6 国は、県・市・町の行う復興特定事業について、申請を受け審査の上、国が支援を行うもの、地元が独自 に実施するものを明確に区分し、国が支援を行うものについては、優先度が高く計画の熟度の高いものから 順次、その実施に当り積極的に必要な措置を講ずること。

国としては特に全国的に効果の高いもの、アジア太平洋・全世界にとって有意義なものであることに留意 すること。

復興特定事業の申請と措置については、可能なものから順次速やかに行うものとすること。

7 阪神・淡路復興委員会としては、各種提案のあった復興特定事業構想の中から、国際フォーラムでの海外 の専門家の提言を受けて、下記4つの事業を極めて意義のあるものとして提言する。

- 8 プロジェクトー1 上海長江交易促進プロジェクト
 - ・上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び、日中経済交流を促進するため、上海国際金融センターの形成と阪神経済圏の発展を連結するとともに、神戸港に河川専用船による直接交易を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を整備する。
 - ・このため日中共同でフィジビリティー調査を行い、計画を策定するとともに、専用船の開発のための作業を行うこと。
 - ・年内に日中双方が上海市で代表者会議を開催し、共同作業の第一歩とすること。
- 9 プロジェクトー2 ヘルスケアパークプロジェクト
 - ・国際的な健康開発の研究活動の拠点として、国連の世界健康開発センター (WHO、HDC) を設置するとともに、ヘルスケアパークとして、医療・福祉に関して市民が親しめる交流拠点を整備すること。
 - ・ヘルスケアパークにおいて高齢化社会での大都市大震災が人間の生命・身体のみならず心に影響を与えたこと(恐怖・不安の後遺症)に関する調査研究活動・治療活動を集約化すること。
 - ・ヘルスケアパークの諸活動は西欧と東洋の交流の交叉点としての役割を果たし得るものであること。
- 10 プロジェクトー3 新産業構造形成プロジェクト
 - ・医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク・マルチメディアに関連する企業集団、消費 財関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、 産官学の協力により、研究開発を進め世界に開かれた知識集約ネットワーク型の新産業構造の形成を図 ること。
 - ・日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外企業の被災地への直接投資を受け、日本及びアジアの経済拠点 として被災地で活動する海外の企業を誘致するために、企業活動環境・居住環境について所要の措置を 講ずること。
 - ・ことばの壁を超え、教育・医療・宗教・ショッピング等の豊かな市民生活サービスにより、外国人に住 みやすいまちづくりを促進すること。
- 11 プロジェクトー4 阪神・淡路大震災記念プロジェクト
 - ・阪神・淡路大震災を記念して、20世紀文明(産業革命)を超えた新しい21世紀文明(情報革命)の創造を目指して、研究機能・博物館機能・文化活動機能・学習機能・コンベンション機能・情報通信機能などを持つ、世界に開かれた総合的な国際交流拠点を創設すること。
 - ・海外との文化学術交流を活発化するとともに、海外からの教授・学生を積極的に受け入れ、国際的な情報の受信地として、情報の発信地として、機能するものとすること。
 - ・このプロジェクトを具体化するため、国・県・市・町・民間が協力し、国内外の有識者の協力も得て企 画を立て、日本が世界に誇れる阪神・淡路大震災記念事業とすること。

出典:『阪神・淡路復興委員会報告』阪神・淡路復興委員会

資料5

阪神・淡路地域の復旧・復興に向 けての考え方と当面講ずべき施策

(平成7年4月28日、阪神・淡路復興対策本部決定)の16項目

- 1 被災地における生活の平常化支援
- 2 がれき処理
- 3 二次災害防止対策
- 4 港湾機能の早期回復等
- 5 早期インフラ整備
- (1) 鉄道
- (2) 道路
- (3) 河川等
- (4) 電力、ガスの復旧
- (5) 水道
- (6) 工業用水道
- (7) 都市施設
- (8) 情報通信等
- 6 耐震性の向上対策等
- 7 住宅対策
- 8 市街地の整備等
- 9 雇用の維持・失業の防止等
- 10 保健・医療・福祉の充実
- 11 文教施設の早期本格復旧等
- 12 農林水産関係施設の復旧等
- 13 経済の復興
- 14 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策
- (1) 法的紛争等の早期解決
- (2) 土地取引動向の把握等
- (3) 阪神・淡路大震災復興基金に係る財政措置
- (4) 地方公共団体の職員派遣
- (5) 国際フォーラムの開催等
- 15 地域の安全と円滑な交通流の確保
- 16 防災対策

[参考] (今次震災の教訓から必要となった一般的な防災対策のうち、早期に実施を予定しているもの)

出典: 『防災白書』平成7年版 国土庁

阪神・淡路大震災誌編さん事業組織体制

阪神・淡路大震災誌編さん事業委員会委員

(平成8年3月現在)

役 名 名 氏 名 役 職 名 氏 日本消防協会会長 德田正明 富山県消防協会会長 鹿熊安正 三重県消防協会会長 日本消防協会副会長 (東京都) 佐太郎 橋本 日本消防協会副会長 (北海道) 石川 十四夫 愛知県消防協会会長 鈴木礼治 員 与. 日本消防協会副会長 (青森県) 安 田 与 静岡県消防協会会長薩川 委 員 弘 参 日本消防協会副会長 (埼玉県) 齋藤韶治 岐阜県消防協会会長 立川清吉 野 坂 久二雄 日本消防協会副会長 (福井県) 京都府消防協会会長 荒卷禎一 益三 委 日本消防協会副会長 (奈良県) 辻 本 修 5. 大阪府消防協会会長 森 員 参 日本消防協会副会長 兵庫県消防協会会長 溝口信次 委 員 (島根県) 築森砂雄 Ji. 日本消防協会副会長 (愛媛県) 宮 崎 彌三郎 滋賀県消防協会会長 稲 葉 勇 日本消防協会副会長 (宮崎県) 高 吉 富 夫 和歌山県消防協会会長 西口 岩手県消防協会会長 佐々木 俊 夫 鳥取県消防協会会長 西尾邑次 宮城県消防協会会長 岡山県消防協会会長長野士郎 佐藤恒利 与 秋田県消防協会会長 柴 田 康二郎 広島県消防協会会長 木 山 千 之 山形県消防協会会長 後 藤 昭市郎 山口県消防協会会長 伊藤博彦 福島県消防協会会長 穴 澤 徳島県消防協会会長 森田正博 晃 新潟県消防協会会長 平山征夫 香川県消防協会会長 多田羅良一 神奈川県消防協会会長 長 野 敏 三 与 高知県消防協会会長 橋本 大二郎 与 参 長崎県消防協会会長 吉原源次 群馬県消防協会会長小寺弘之 千葉県消防協会会長 增田栄司 福岡県消防協会会長 井上雅實 茨 城 県 消 防 協 会 会 長 常井文男 与 大分県消防協会会長 上平準一 参 栃木県消防協会会長 渡辺文雄 佐賀県消防協会会長 武田資義 山梨県消防協会会長 天野 建 熊本県消防協会会長村上裕人 与 長野県消防協会会長 柿 沢 照 紀 鹿児島県消防協会会長 岩下一美 与 石川県消防協会会長 河 口 健 吾 与 沖縄県消防協会会長 吉村 正一

阪神・淡路大震災誌編さん事業委員会委員 学識経験者

東京大学地震研究所教授(地震学) 溝 上 恵

神戸商科大学商経学部教授(都市経済学) 加藤恵正

京都大学防災研究所教授(ライフライン地震工学) 亀 田 弘 行

東京大学工学部教授(建築学) 菅原進一

日本医科大学救急医学教授(救急医学) 山 本 保 博

文教大学情報学部教授(社会工学) 吉 井 博 明

(順不同・敬称略)

日本消防協会 阪神・淡路大震災誌編さん事業基本組織体制

德 田 正 明 会長

井 下 登喜男 理事長

田 中 基 介 常務理事

小 林 憲 司 常務理事

広 瀬 経 之 事業管理者

熊 谷 道 夫 事務局長

企画運営本部

総務出版担当部会

加 藤 利 助 総務部長

経理担当部会

今 福 應 経理部長

国際情報担当部会

福島 衛 国際部長

編集担当部会

水 野 正二郎 業務部長

福祉担当部会

武 田 栄 福祉部長

資料担当第 | 部会

鈴 木 順 三 年金部長

資料担当第2部会

藤 田 尚 樹 管理部長心得

資料担当第3部会

岡 崎 哲 会館支配人

阪神・淡路大震災誌編さん室

小 西 治 義 編さん室長

(事務局次長)

(兼) 阿 部 修 一 企画課長

(兼) 徳 留 壽 一 業務課長

(兼) 影 山 律 子 女性消防団課長補佐

(兼) 小 山 敦 人 業務課長補佐

河 野 隆 編さん室長補佐

中戸川 財 之 編さん室長補佐

協力団体、次の団体、個人の方々に御協力をいただきました。

(五十音順・敬称略)

○ 資料提供 関西電力㈱ 時事通信社マスメディア総合本部

明石市消防団 気象庁 自治医科大学

明石市消防本部 京都市消防局 自治省

芦屋市消防団 京都市消防局『京都消防』編集部 社会福祉・医療事業団

 芦屋市消防本部
 京都大学防災研究所都市施設耐震
 消防研究所

 尼崎市消防局
 システム研究センター
 消防写真新聞

淡路島観光連盟 衛月刊『神戸っ子』 全国婦人防火連合会

和泉市消防団 建設省 宝塚市消防団

和泉市消防本部 建設省建築研究所 宝塚市消防本部

伊丹市消防局厚生省龍野市消防本部伊丹市消防団脚甲南病院六甲アイランド病院千葉市消防局

一宮町消防団 神戸港復興計画委員会 中和広域消防組合消防本部

運輸省 神戸市 津名郡一宮町

 NTT関西支社
 神戸市教育委員会
 津名郡五色町

 大蔵省
 神戸市消防局
 津名郡津名町

大阪ガス(株) 神戸市消防局『雪』編集部 津名郡東浦町

大阪狭山市消防団 神戸市震災復興本部 津名郡北淡町

大阪狭山市消防本部 神戸商科大学商経学部経済学科 津名町消防団

大阪市消防局 加藤恵正研究室 ㈱電通 大阪市消防局『大阪消防』編集部 神戸商船大学白鷗寮 東映㈱

财大阪府消防協会 神戸市立中央市民病院 東京消防庁

岡山市消防局 神戸新聞社 東京大学工学部建築学科

 海上保安庁
 (株神戸製鋼所
 菅原進一研究室

 神奈川県
 神戸赤十字病院
 東京大学地震研究所

川崎市消防局 神戸大学医学部 溝上 恵研究室

川崎市消防局『フャイアー川崎』 神戸大学医学部附属病院 東京大学生産技術研究所国際災害

編集部 国土庁 軽減工学研究センター

川西市消防団 五色町消防団 目黒公郎研究室

川西市消防本部 梯小堀鐸二研究所 東京大学生産技術研究所第5部

| 関関西産業活性化センター | 相模原市消防本部 | 山崎文雄研究室

東京消防庁『東京消防』編集室

财徳島県消防協会

徳島大学工学部

(社)土木学会

豊中市消防団

豊中市消防本部

名古屋市消防局

名古屋市消防局

『東海望楼』編集部

奈良県消防学校

西宮市

西宮市消防局

日本医科大学付属千葉北総病院

日本救急医学会

(社)日本建築学会

日本消防新聞

関日本消防設備安全センター

日本赤十字社兵庫県支部

他日本損害保険協会

财日本防火協会

農林水産省

箱根町消防本部

八王子市

八王子市消防団

阪神広域行政都市協議会

東浦町消防団

東大阪市消防局

彦根市消防本部

姫路市網干消防団

姫路市消防局

兵庫県

兵庫県警察本部

兵庫県消防学校

财兵庫県消防協会

兵庫県阪神·淡路大震災復興本部

兵庫県婦人防火クラブ連絡協議会

兵庫県プロパンガス協会

兵庫県立西宮病院

救急医療センター

枚方寝屋川消防組合消防本部

福山地区消防組合消防局

文教大学情報学部

北淡町消防団

北淡町歴史民俗資料館

毎日新聞社

三菱重丁業(株)

三ツ星ベルト㈱神戸工場

三原市消防本部

文部省

大和郡山市消防本部

優光社 山村武彦

郵政省

横須賀市消防本部

横浜市消防局

横浜市消防局『横浜消防』編集部

陸上自衛隊

〇写真提供

明石市消防本部

朝日新聞社

尼崎市消防局

淡路広域消防事務組合消防本部

井川弘之写真事務所

一宮町

大阪市消防局

海上保安庁

川崎市消防局

京都市消防局

神戸市長田区 松永英次

神戸新聞社

国際連合地域開発センター

谷内幸久

塚本 勉

津名町

東京消防庁

東京消防庁丸の内消防署

東京大学生産技術研究所

目黒公郎

東京大学生産技術研究所

山崎文雄

名古屋市消防局

名古屋市消防局

『東海望楼』編集部

奈良県消防学校

西宮市消防局

東浦町

姫路市消防局

枚方寝屋川消防組合消防本部

北淡町

毎日新聞社

大和郡山市消防本部

横浜市消防局

米田フォト 米田定蔵

読売新聞社

〇編集協力

織田初美

川本和夫

福田博道

藤田典子

室井和典

横 山 毅

参考文献

(五十音順)

あ行

『AERA「レンズが泣いた」』 1995. 2.25 臨時増刊号 朝日新聞社

『アサヒグラフ「関西大震災」』 1995. 2. 1 朝日新聞社

『朝日新聞大阪本社版紙面集成 阪神大震災1995.1.17~2.17』 朝日新聞社

『芦屋市震災復興計画』 1995 芦屋市

『尼崎市地域防災計画地震災害対策編』 1994年度 尼崎市防災会議

『安全工学』 1995 189号 安全工学協会

『伊丹市震災復興計画』 1995. 7 伊丹市

『今「地震」が危ない』 (株)学習研究社

『NTTぷらざ』 1995 臨時増刊号 NTT関西

『大阪消防』 1995 4月号、5月号 大阪市消防局

『大阪府住宅復興計画』 1995. 9 大阪府

「主な施設等の復旧状況」 1995. 9 神戸市

か行

『会社四季報』 1995 第2集春号 東洋経済新報社

『海上保安新聞』 1995. 6. 1付

『がす燈』 1995. 7 震災特別号 大阪ガス社内報

『川西市震災復興計画』 1995 川西市

『救急医学』 1995. 10 別冊 (株)へるす出版

『京都消防「阪神・淡路大震災特集号」』 京都市消防局

『今日の気象業務』 平成7年版 気象庁

『記録阪神・淡路大震災』 兵庫県津名郡東浦町

『緊急情報衛星同報システムによる地震・津波情報の伝達について』 気象庁

『「経営経済動向調査」兵庫県下のビジネス・サーベイ』 1995. 4 神戸商工会議所・兵庫県商工会議所連合会

『KHKだより』 1995. 6 特集号 危険物保安技術協会

『警察白書』 平成7年版 警察庁

『月刊消防』 1995 6月号 東京法令出版(株)

『月刊地球』 1995. 8 13号 海洋出版(株)

『検定協会だより』 1995 5月号 日本消防検定協会

『神戸経済復興委員会報告書』 1995. 6 神戸経済復興委員会

『神戸港復興計画委員会報告書』 1995. 4 神戸港復興計画委員会

『神戸市消防基本計画』 1995. 7 神戸市

「こうべ地震災害対策広報」 1995. 1.25 第1号~4.18 第25号 神戸市災害対策本部

『神戸市地域防災計画地震対策編』 平成6年度 神戸市防災会議

『神戸市復興計画』 1995. 6 神戸市

『神戸消防の動き 消防白書』 1994.10 神戸市消防局

『神戸新聞』 1995. 8. 2付

『神戸新聞社の100日』 神戸新聞社著 プレジデント社

『神戸新聞特別縮刷版「阪神大震災」報道記録1995年1月17日~2月17日』 神戸新聞社

『広報ごしき兵庫県南部地震特集号』 五色町地震災害対策本部

『子供の科学』 1995 4月号 誠文堂新光社

『こんぱすプラン 阪神広域行政圏計画』 1990. 3 阪神広域行政圏協議会

さ行

「災害医療についての実態調査結果」 1995. 6 兵庫県阪神・淡路大震災復興本部

『災害医療阪神・淡路大震災の記録』 1995. 9 薬業時報社

「災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について」 平成7年9月29日 消防災第180号 「災害対策基本法の一部を改正する法律の施行について」 平成7年9月29日 消防災第179号

『最新地震論』(㈱学習研究社

『地震』 浅田敏著 関東京大学出版会

『地震と対策』 白亜書房

『地震なんかに負けない/神戸市立中学校「阪神・淡路大震災記録作文集」』 二期出版

『地震発生のしくみ』 勝又護著 成美堂出版

『地震防災対策シンポジウム資料集』 (財地方財務協会

『市町村消防計画のつくり方』 1980. 10. 15 消防庁

『市町要覧』 1995. 3 兵庫県

「疾病者の事故状況報告書」 1995. 1.28付 神戸市消防局

『市報「あまがさき」特集版』 1995. 7 第15号 尼崎市

『市民のグラフ「こうべ」』 1995. 7 268号 神戸市

『ジュリスト』 1995. 6.20 (株)有斐閣

『消防科学と情報』 1995 40号、41号 関消防科学総合センター

『消防研修』 1995 第57号、第58号 消防大学校

『消防現勢』 平成6年版 全国消防長会

『消防通信』 1995 3月号 消防通信社

『消防年報』 平成5年版 西宮市消防局

『消防年報』 平成6年版 豊中市消防本部

『消防白書』 平成7年版 消防庁

『消防防災年報』 平成6年版 兵庫県

「震災時の消防活動時における教訓と課題」 神戸市消防局

「人口動態統計からみた阪神・淡路大震災による死亡の状況」 厚生省

「星座」 1995. 3 阪神大震災特別号 三ツ星ベルト社内報

『世界大百科事典』 平凡社

「石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における震災対策の推進について」 平成7年6月22日 消防特第86号

『施工』 1995 4月号、5月号 彰国社

『1995年兵庫県南部地震災害調査速報』 1995. 3.31 (社日本建築学会

『1995年兵庫県南部地震鉄骨造建物被害調查報告書』 (柏日本建築学会·近畿支部鉄骨構造部会

た行

『大災害時の情報収集に思ふ』 宝塚市消防本部

『大地震が東京を襲う!』 インパクト著 溝上恵監修 ㈱中経出版

『大地震は近づいているか』 溝上恵著 筑摩書房

『宝塚市震災復興計画』 1995 宝塚市

『地方公共団体総覧』 自治省編 (株)ぎょうせい

『津名町消防団活動等の状況調査書』 津名町消防団

『東海望楼』 1995 2月号、3月号、12月号 名古屋市消防局

『東京消防』 1995 9月号 東京消防庁

『統計情報 みちしるべ』 兵庫県

『時の動き』 1995 5月号、9月号 総理府

『ドキュメント阪神大震災全記録』 毎日新聞社

『都市防災』 今井実・長谷川義明・楢崎泰道編著 (株)ぎょうせい

『土木学会耐震工学委員会研究会資料』 1995. 4. 3 (松土木学会

『土木学会阪神大震災震災調査第二次報告会資料』 1995. 3. 30 俎土木学会

「豊中市住宅復興計画」 1995. 9 豊中市

な行

「西宮市消防団の1月17日」 西宮市消防局

『西宮市震災復興計画』 1995 西宮市

『日経ロジスティクス』 1995. 3 日経BP社

『日本消防新聞』 1995. 8. 18付

「日本赤十字社の災害救護活動」 日本赤十字社兵庫県支部

『日本大百科全書』 1984 小学館

「日本防火通信」 1995 3月号 関日本防火協会

『日本列島・地震アトラス「活断層」』 (㈱集英社 『ニュートン臨時増刊号「巨大地震」』 (㈱教育社

は行

『阪神・淡路震災復興計画』 1995. 7 兵庫県

『阪神・淡路大震災 明石市の被害と消防活動の概要』 明石市消防本部

『阪神・淡路大震災尼崎119の活動記録』 1995. 12 尼崎市消防局・尼崎市消防団

「阪神・淡路大震災活動記録」 神戸市消防局

『阪神・淡路大震災関係について』 自治省

『阪神・淡路大震災企業トップインタビュー』 1995. 4 神鋼リサーチ(株)

『阪神・淡路大震災災害派遣における活動実績』 1995. 4.27 防衛庁

「阪神・淡路大震災時における消防活動と今後の課題」 淡路広域消防事務組合消防本部

「阪神・淡路大震災消防活動概要」 1995. 4.20 大阪市消防局

『阪神·淡路大震災全記録』 神戸新聞社

「阪神・淡路大震災対策」 1995. 8. 2 大蔵省

『「阪神・淡路大震災調査報告書」平成7年兵庫県南部地震東京都調査団』 1995. 7 東京都

「阪神・淡路大震災における神戸市消防団の活動概要」 1995. 3 神戸市消防局

『阪神・淡路大震災における消防活動の記録』 1995. 5 神戸市消防局

『阪神・淡路大震災における被害状況及び復旧状況等の概要について』 1995. 10 芦屋市

「阪神・淡路大震災に係る屋外タンク貯蔵所の被害状況現地調査結果報告書」 1995. 4 消防庁

「阪神・淡路大震災に関する厚生省の取組状況」 1995. 3. 9 厚生省

「阪神・淡路大震災に対する文部省関係の対策の概要」 1995. 6.20 文部省

「阪神・淡路大震災に対する郵政省の対策等について」 1995. 3.17 郵政省

『阪神・淡路大震災・ニフティサーブ対応レポート』 ニフティ(株)

「阪神・淡路大震災による被害状況とその対応」 1995. 6.20 第72報 建設省非常災害対策本部

「阪神・淡路大震災によるプール被害状況調査報告書」 1995. 3 ㈱アクアクリエイション研究所

「阪神・淡路大震災の概況 兵庫県南部地震」 1995 芦屋市消防本部

「阪神・淡路大震災の概況 兵庫県南部地震」 1995 尼崎市消防局

「阪神・淡路大震災の概要 中間報告」 1995. 4 伊丹市災害対策本部

「阪神・淡路大震災の復旧状況について」 1995. 9. 7 兵庫県

「阪神・淡路大震災被害状況等調査書」 川西市消防本部・川西市消防団

『阪神・淡路大震災―兵庫県の1カ月の記録』 阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部

『阪神·淡路大震災復旧記録』 関西電力(株)

『阪神大震災震害調査緊急報告会資料』 1995. 2. 8 (社土木学会

『阪神大震災全記録』 毎日新聞社

『阪神大震災とラジオ』 (紐日本民間放送連盟・音声放送委員会

『阪神大震災の熱く長い一日』 前消防庁長官 滝実著 ㈱日本法制学会

『阪神大震災の教訓』 1995. 3.30 日経BP社

『阪神大震災復興への対策と教訓』 兵庫県プロパンガス協会

『兵庫県災害救急医療システムのあり方について』 兵庫県災害医療システム検討委員会

『兵庫県社協震災対策ニュース≪号外≫アシスト』 1995. 2.10 第1号~5.26 第18号 兵庫県社会福 祉協議会

『兵庫県地域防災計画本編・震災対策計画編』 1995. 3 兵庫県防災会議

『兵庫県南部地震淡路島震災調査報告書』 1995. 4 徳島大学工学部

「兵庫県南部地震災害調査緊急報告会」 1995. 2 쐾日本建築学会

『兵庫県南部地震状況報告』 1995. 3 兵庫県プロパンガス協会

「兵庫県南部地震 消防活動状況の概要」 明石市消防本部

「兵庫県南部地震調査報告書」 1995. 2 全国消防長会

「兵庫県南部地震における救援活動等について」 海上保安庁

『兵庫県南部地震における神戸市内の市街地火災調査報告(速報)』 1995. 3 消防研究所

「兵庫県南部地震における消防活動概要」 1995 西宮市消防局・西宮市消防団

「兵庫県南部地震に関する報告書」 1995. 5. 25 兵庫県津名郡北淡町

「兵庫県南部地震に伴う消防団等の活動等時間的経過表」 兵庫県津名郡北淡町

「兵庫県南部地震による鉄道施設の主な被害状況」 1995. 1.23 運輸省

「兵庫県南部地震による被害等の状況 淡路地域」 1995. 7. 6 兵庫県淡路県民局

「兵庫県南部地震の概況」 1995 宝塚市消防本部

「兵庫県南部地震の概況」 1995 三木市消防本部

『兵庫県南部地震の被害状況・復旧状況』 1995. 3.13 関西電力(株)

『兵庫県南部地震派遣活動概要 (速報)』 東京消防庁

『兵庫県の職員となる人のために』 兵庫県

『兵庫2001年計画 1990年代の重点方策』 兵庫県

『ひょうごの赤十字』 1995 第11号 日本赤十字社兵庫県支部

「物価モニター (6 府県) による阪神・淡路大震災に伴う緊急価格調査 (第 5 回調査) 結果」 1995. 4. 3 経済企画庁

『平成7年度火災学会講演討論会テキスト「地震と火災」』 日本火災学会

「平成7年度補正予算における阪神·淡路大震災への対応」 1995. 5 阪神·淡路復興対策本部

「平成7年兵庫県南部地震における淡路島の被害と消防の対応」 淡路広域消防事務組合消防本部

「平成7年兵庫県南部地震における神戸市の被害と消防活動の概要」 1995. 4 神戸市消防局

「平成7年兵庫県南部地震における豊中市の消防活動概要」 豊中市消防本部

「平成7年兵庫県南部地震に伴う救助活動等の状況調査書」 一宮町消防団

『平成7年兵庫県南部地震被害調査中間報告書』 1995. 8 建設省建築研究所

「平成7年防災功労者内閣総理大臣表彰」 内閣総理大臣官房管理室

『防災白書』 平成7年版 国土庁

『報道写真全記録「阪神大震災」』 朝日新聞社

ま~ら行

『毎日新聞は何を伝えたか「阪神大震災」特別縮刷版』 毎日新聞社

「M7.2の報告」 1995. 4 神戸市消防局

『もっと多くのいのちを救いたかった「阪神大震災」消防隊員死闘の記』 労働旬報社

『郵政白書』 平成7年版 郵政省

『雪』 1995 2月号~12月号 神戸市消防局

『横浜消防』 1995 8月号 横浜市消防局

『読売新聞』 1995. 1.28付、3.7付、6.18付

『読売報道写真「阪神大震災」全記録』 読売新聞社

『理科年表』 平成8年 国立天文台

A	22.	* *	
NE	1111	734	= 1
編	集	後	훒

1月17日、テレビ画面を通して見る被災地の光景に、我が目を疑うばかりでありました。 被害の全容は摑めないものの、明らかに今までの地震災害とは異なった光景であったこと を今でも鮮明に覚えています。「死者は? けが人は?」「消防団員は無事なのか?」「活動 ができる状況なのか?」と現地の状況を心配しながら、画面に釘づけになりました。

災害の応急対策が推進されているなか、徳田正明現会長から、この未曾有の大規模非常 災害の歴史的事実と教訓を明日に生かすとともに、被害の実情や消防団職員の活動の実態 を永く後世に伝えるために、今回の阪神・淡路大震災についての消防活動を中心としなが ら、社会経済等広い視野に立った「記録誌」を取りまとめるよう強い指示をいただき、編 集に着手したものであります。

今回の『阪神・淡路大震災誌』の最大の特色は、大震災での消防団職員の諸活動を中心に、これらを通じて得られた貴重な体験を「災害現場からの声と手記」と題して生の声で綴っていただいたことや、震災による被害を消防防災関係のみにとどめず、被災住民に直接関係するライフライン施設や社会経済に関連する事項にも触れて、多角的に阪神・淡路大震災を捉えられるように工夫したつもりであります。

特に、斯界の権威である東京大学地震研究所溝上恵教授、神戸商科大学商経学部加藤恵 正教授、京都大学防災研究所亀田弘行教授、東京大学工学部菅原進一教授、日本医科大学 救急医学山本保博教授、文教大学情報学部吉井博明教授の各先生方には、大震災の特徴と 今後の課題について貴重なご提言をいただくとともに、それぞれ専門的な立場で、ご指導 ご教示いただきました。この場をお借りして、心から感謝申し上げます。

この『阪神・淡路大震災誌』の刊行に当たり、限られた時間内で、構成の決定、関係者への執筆依頼、写真をはじめとする資料の収集、校正等厳しい条件のもと、小西治義阪神・淡路大震災誌編さん室長をはじめ編さん室職員が休日返上で深夜に及ぶ編集をした、その労苦に対して頭の下がる思いであります。また、お忙しいなか、快く執筆を御引き受けいただいた方々や兵庫県消防協会をはじめ全国の消防関係機関、貴重な資料提供等に御協力いただいた多くの関係者の方々に心から御礼申し上げます。

最後に本書の刊行に際し、万般にわたる御指導をいただいた評論家の清水雅人先生に特 に記して感謝申し上げます。

平成8年3月

日本消防協会 事務局長 熊 谷 道 夫

阪神・淡路大震災誌

発 行 日 平成8年3月31日

編集・発行 財団法人 日本消防協会

会 長 徳 田 正 明

〒105 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号

TEL 03(3503)1481~5

FAX 03 (3503) 1480

印刷 株式会社 ぎょうせい

©1996. Japan Firefighters Association.
Printed in Japan